

宮城県地域福祉支援計画 (第5期)

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成

(中間案)

宮 城 県

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと役割	
	(1) 市町村の地域福祉の推進を支援する計画	2
	(2) 県の地域福祉推進の方向性を示す計画	2
	(3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	2
3	県の他の計画との関係	3
4	宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画との関係	3
5	計画の期間	4
6	計画の推進体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1	地域社会の状況	5
	(1) 将来人口の推移	5
	(2) 少子高齢化の状況	6
	(3) 支援を要する人たちの推移	8
	(4) 世帯構成の推移	11
	(5) 地域課題の顕在化	12
	(6) 地域福祉の担い手の状況	18
2	地域福祉をめぐる課題	22
3	福祉施策の動向	23
	(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	23
	(2) 社会福祉法の改正	23
	(3) 近年の地域福祉関連法制度の動き	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	26
2	基本的な視点	26
	(1) 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進	26
	(2) 多様な主体によるネットワークを通じた活動の促進	26
	(3) 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備	27
3	取組の方向性	28
	(1) 地域共生社会実現のための体制整備	28
	(2) 地域福祉活動の推進	28
	(3) 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり	28
	(4) 福祉サービスの質の向上	28

第4章 支援施策の展開

1 地域共生社会実現のための体制整備	30
(1) 市町村における包括的な相談・支援体制の構築	30
(2) 住民参加と協働による共に支え合う地域づくり	32
2 地域福祉活動の推進	34
(1) 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり	34
(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	36
(3) 障害があっても安心して生活できる地域づくり	38
(4) 生活困窮者に対する支援	41
(5) ひきこもりへの支援	43
(6) 自死対策の推進	45
(7) アルコール・薬物等依存症対策	46
(8) 孤独・孤立対策の推進	47
(9) ヤングケアラーへの支援	48
(10) 困難な問題を抱える女性への支援	49
(11) だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進	50
(12) 権利擁護体制の整備	52
(13) 犯罪や非行のない地域づくり	53
(14) 住宅確保要配慮者への支援	55
3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり	57
(1) 福祉教育・啓発の推進	57
(2) 福祉従事者の人材育成・確保	58
(3) ボランティアの育成	60
(4) NPO等の活動促進	61
4 福祉サービスの質の向上	64
(1) 苦情解決制度の充実	64
(2) 福祉サービスの評価と利用者への情報提供の充実	64
(3) 小規模な社会福祉法人への支援等	65
5 災害に備えた福祉の支援体制づくり	67
(1) 災害時要配慮者支援体制の整備	67
(2) 災害ボランティアの受入れ体制の整備	69

第5章 市町村地域福祉計画の支援

1 市町村地域福祉計画の概要	71
(1) 市町村地域福祉計画の現状と課題	71
(2) 市町村地域福祉計画の意義	71
(3) 市町村地域福祉計画の役割	72
(4) 地域共生社会の実現に向けて	72

2	県の支援施策と計画策定市町村数目標	73
(1)	県の支援施策	73
(2)	地域福祉計画策定市町村数の目標	74
3	市町村地域福祉計画策定ガイドライン	74
(1)	計画に盛り込むべき事項	74
(2)	計画策定の手順	79

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

宮城県（以下「県」という。）では、令和3年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、地域住民が互いに支え合う地域づくり、福祉教育や人材育成などの人づくり、地域包括ケアや生活困窮者の自立支援など福祉サービスの基盤づくりなどに取り組んでまいりました。

しかし、依然として、少子高齢化や地方の過疎化、世帯規模の縮小などの傾向が強まっているほか、人と人とのつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境が変化してきており、地域における支え合い機能の低下も憂慮されます。

また、ダブルケアや8050問題、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、若年から中高年までの幅広い世代にわたるひきこもり、生活困窮など、複数の要因が絡まり複雑化した問題も顕在化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、福祉施設でのクラスターの発生、外出機会の減少によるフレイル、DV・虐待の増加、生活困窮者の増加など、福祉の面にもこれまでにない様々な影響を与えました。

加えて、平成23年3月の東日本大震災の発生から15年が経過し、復興の取組は着実に進みましたが、被災された方々は、災害公営住宅等への転居に伴う環境の変化による孤立や心の問題も含め健康不安などの課題を抱えている場合もあり、今後も継続して見守り活動や交流活動の促進に取り組んでいく必要があります。また、近年、大規模な自然災害も頻発しており、避難行動要支援者や避難した住民へ対応するための体制の整備も必要となっています。

こうした中、国においては「地域共生社会の実現」を掲げ、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指しています。

県では、こうした県内の状況や国の改革の方向性を踏まえ、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、市町村における地域福祉の取組を引き続き支援とともに、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、「宮城県地域福祉支援計画（第5期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付けと役割

(1) 市町村の地域福祉の推進を支援する計画

本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から、市町村の地域福祉の取組の推進を支援するために策定するものです。

社会福祉法

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

(2) 県の地域福祉推進の方向性を示す計画

県の「新・宮城の将来ビジョン」では、県政運営の理念として「富県躍進！ “PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を掲げており、保健医療福祉分野については、政策推進の基本方向の4本の柱のうち、主に「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に位置づけられています。

本計画は、地域福祉の観点から、こうした政策の実現に向けた取組を推進するための計画です。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」は、2030年を目標年にし、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通の目標」です。

持続可能性の追求は、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県諸課題を解決する上で重要な要素であることから、「新・宮城の将来ビジョン」では、SDGsの特徴である「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」や17のゴール、ターゲットの内容を理念や施策に反映することとしています。

本計画においても、多様な主体が連携して（参画型）地域福祉活動に取り組むこ

とで、誰もがその役割を果たし、すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる（包摂性）持続可能な地域共生社会の実現を目指していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に関連するゴール

	目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する
	目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う
	目標 10 国内および各国間の不平等を減らす
	目標 11 都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする
	目標 16 接続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する

3 県の他の計画との関係

本計画は、県における地域福祉を推進するための基本指針となるものです。

このため、「新・宮城の将来ビジョン」が目指す方向性を踏まえるとともに、「みやぎ高齢者元気プラン」や「みやぎこども幸福計画」、「みやぎ障害者プラン」、「宮城県再犯防止推進計画」等の各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。

4 宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画との関係

県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会・各種団体などが行う地域福祉活動を後押しし、広域的かつ公益的な観点で事業などを取り組むため「地域福祉推進

「計画」を策定しています。

県では、「地域福祉推進計画」に記載された取組と役割分担や連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

5 計画の期間

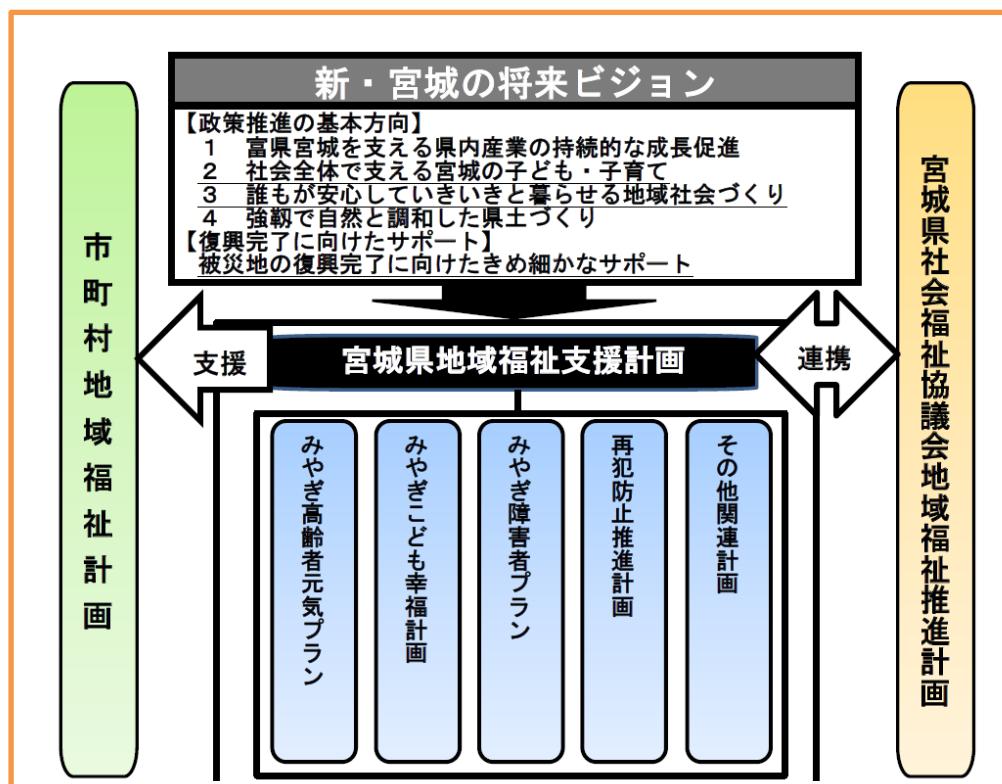
令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

6 計画の推進体制

本計画の施策を実施するにあたっては目標指標を設定し、県の関係部局や県・市町村社会福祉協議会、NPO、教育機関、企業等関係機関と連携を図りながら、その達成に努めます。

計画の進行管理と評価については、各市町村の地域福祉計画の進行状況を把握するほか、本計画の施策推進状況と指標の達成状況を確認し、定期的に点検・評価を行います。さらに、必要に応じて宮城県社会福祉審議会等において報告し、意見を求め、必要な対応策を検討します。

また、各分野別計画の改定や社会情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

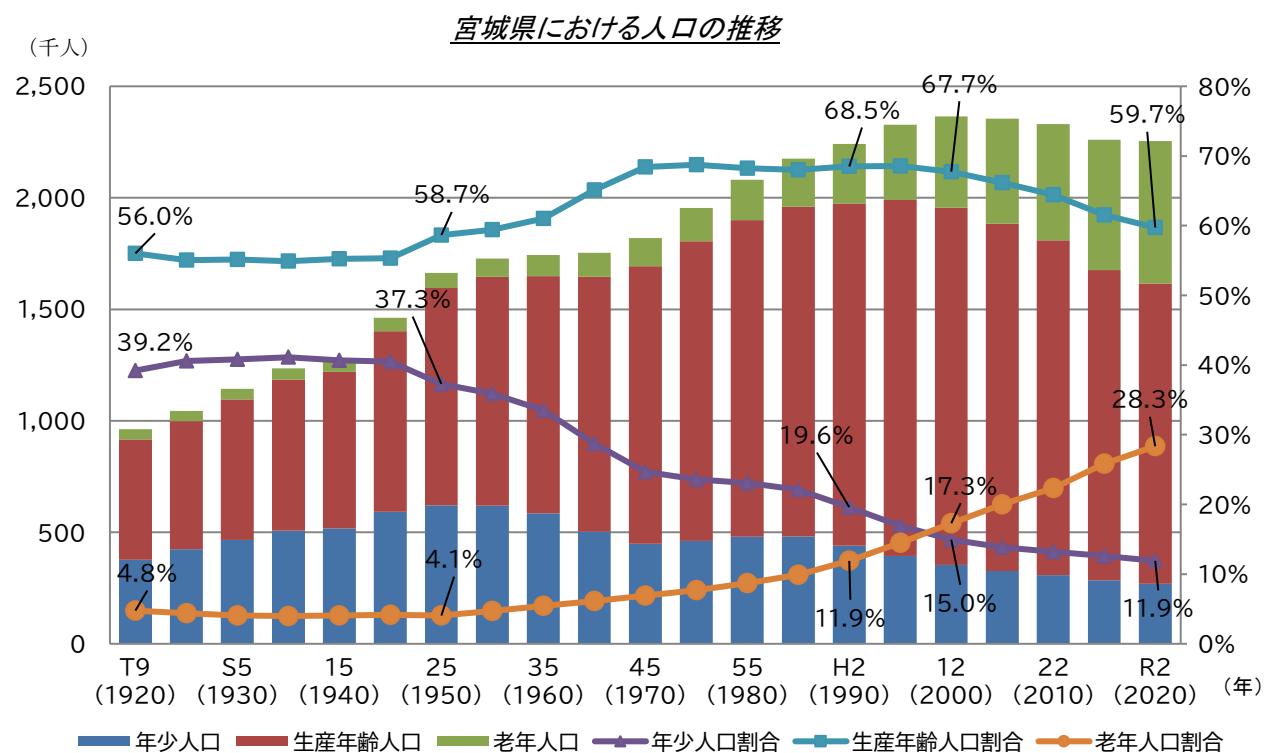
1 地域社会の状況

(1) 将来人口の推移

①人口の推移

県の人口は、平成 15 年（2003 年）の推計人口の 237 万 1,683 人をピークに減少に転じ、令和 2 年（2020 年）の国勢調査では、233 万 3,899 人となっています。

また、老人人口（65 歳以上）は、1990 年代以降急速に増加し、平成 12 年（2000 年）の国勢調査時に年少人口（14 歳以下）の割合を超えるました。

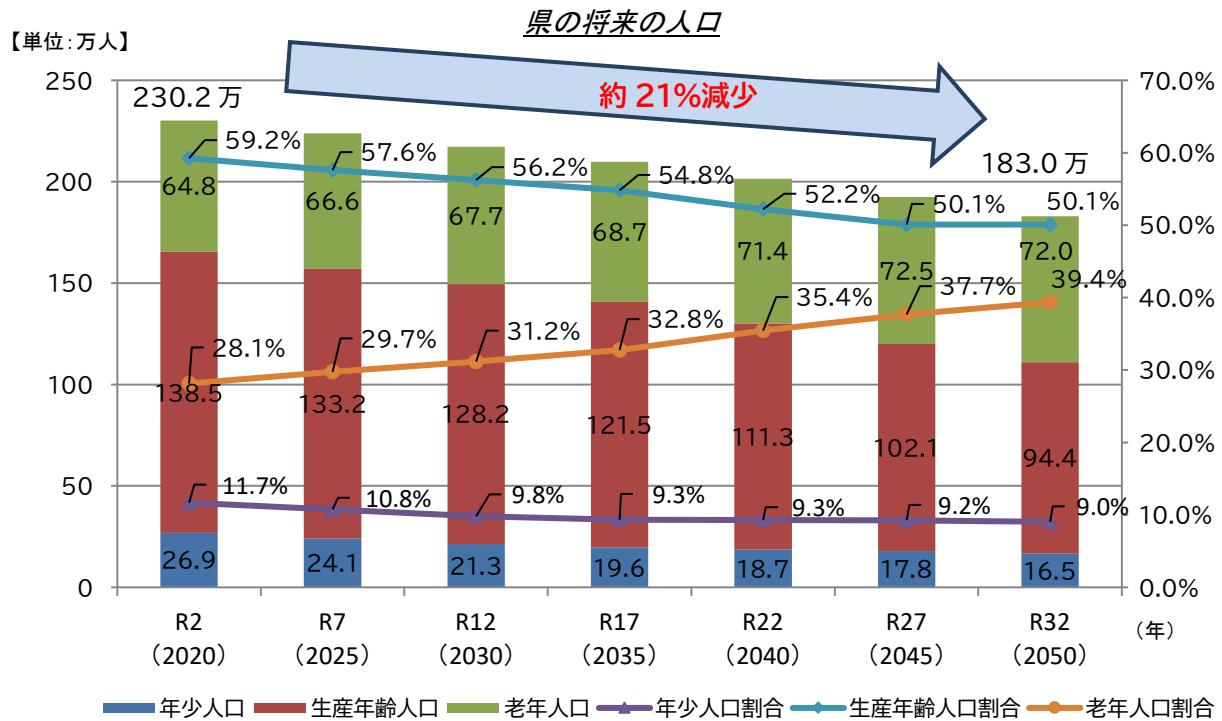


出典:「国勢調査」(総務省)

②国の推計による宮城県の将来の人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 32 年（2050 年）の県の人口は、令和 2 年から約 21% 減少し、約 183 万人になると見込まれています。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）及び年少人口（14 歳以下）は今後さらに減少する一方、老人人口（65 歳以上）は増加し、令和 32 年（2050 年）の高齢化率は 39.4% に達すると見込まれています。



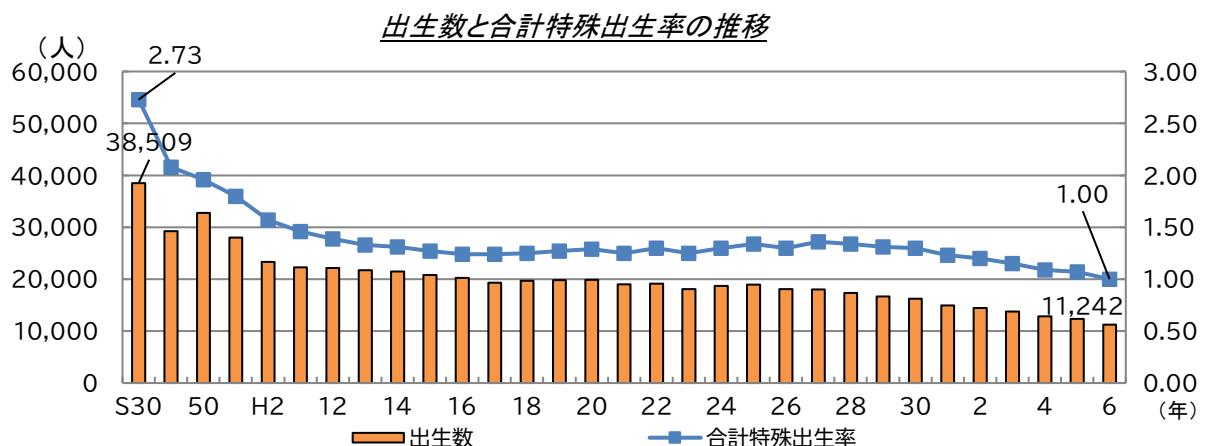
出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 少子高齢化の状況

①出生数と合計特殊出生率の推移

県の出生数は減少傾向にあり、令和6年では11,242人となっています。また、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.00となっており、人口が長期的かつ安定的に持続される標準的な水準である2.07を大きく下回っています。

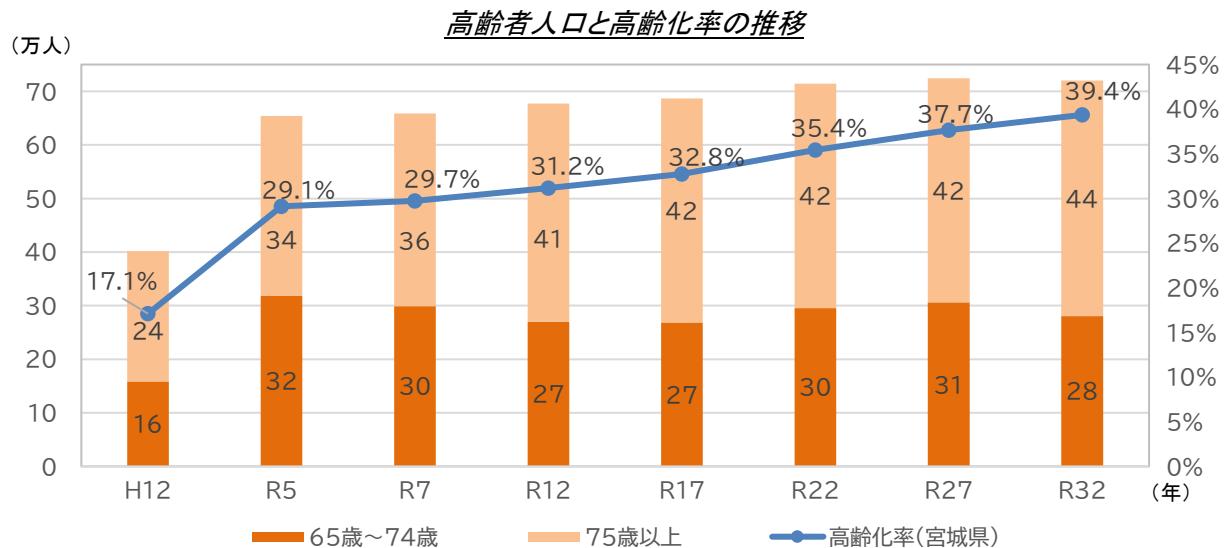
その一方で、子どもの貧困問題も深刻であり、国民生活基礎調査(厚生労働省)では、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%（新基準）となっており、子どもの貧困対策は喫緊の課題となっています。



資料:宮城県人口動態統計

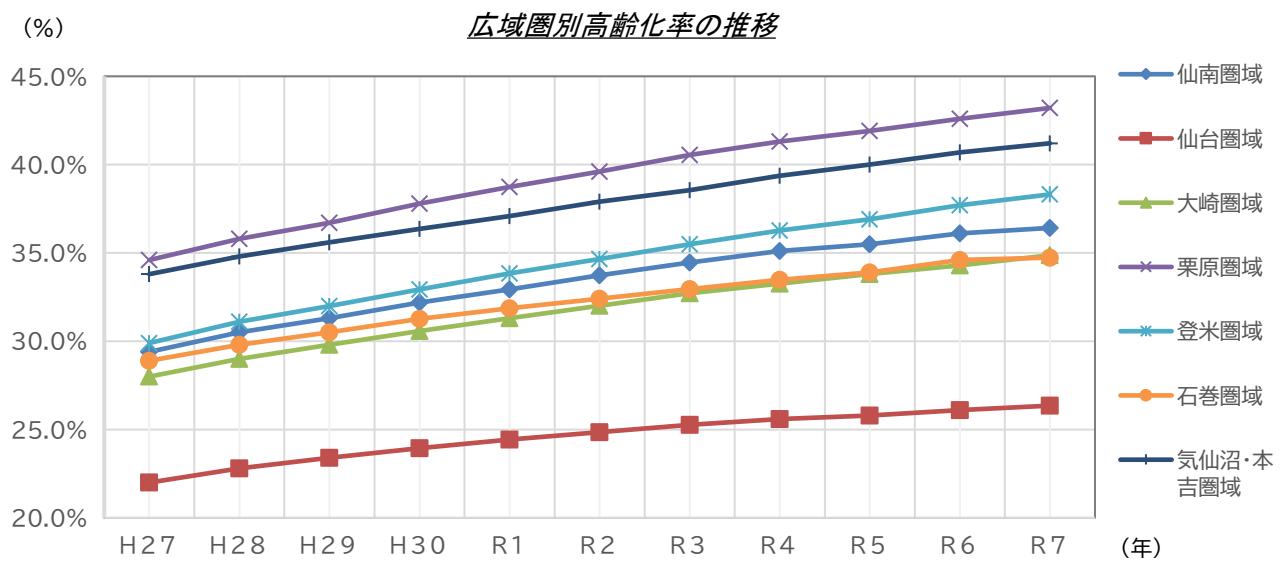
②高齢者人口と高齢化率の推移

令和7年3月末現在における宮城県の高齢者人口は658,415人、高齢化率は29.7%です。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17年（2035年）には32.8%となり、県民の約3人に1人が高齢者となる見込みです。その後も高齢化は進み、令和27年（2045年）には高齢者数が約72万5千人でピークに達し、高齢化率は37.7%まで上昇するとされています。さらに、令和32年（2045年）には、総人口の減少ペースが高齢者数の減少ペースを上回るため、高齢化率は39.4%に達すると予測されています。また、今後は特に75歳以上の高齢者が増加していく見通しです。



資料:長寿社会政策課

令和7年3月末時点の広域圏別の高齢化率は、栗原圏が43.2%と最も高く、以下気仙沼・本吉圏(41.2%)、登米圏(38.3%)、仙南圏(36.4%)、大崎圏(34.9%)、石巻圏(34.7%)と続き、仙台圏が26.4%で最も低くなっています。



資料:長寿社会政策課

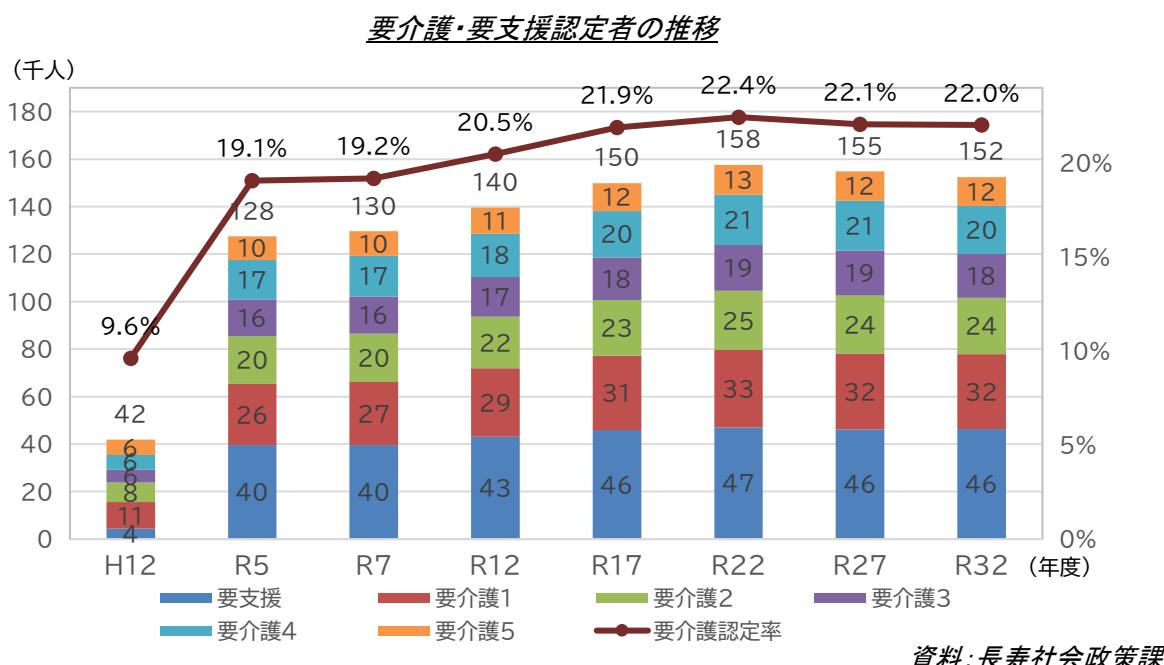
(3) 支援を要する人たちの推移

①要介護・要支援認定者の推移

要介護・要支援認定者は増加の一途をたどっており、令和7年3月末時点で約13万人、介護認定率は19.2%に上ります。今後、要支援・要介護の状態になる可能性が高い後期高齢者（75歳以上）がさらに増加することから、認定者数及び認定率は令和22年（2040年）度まで上昇し続けると予測されています。

※要介護・要支援認定率とは：65歳以上の高齢者（第1号被保険者）に占める

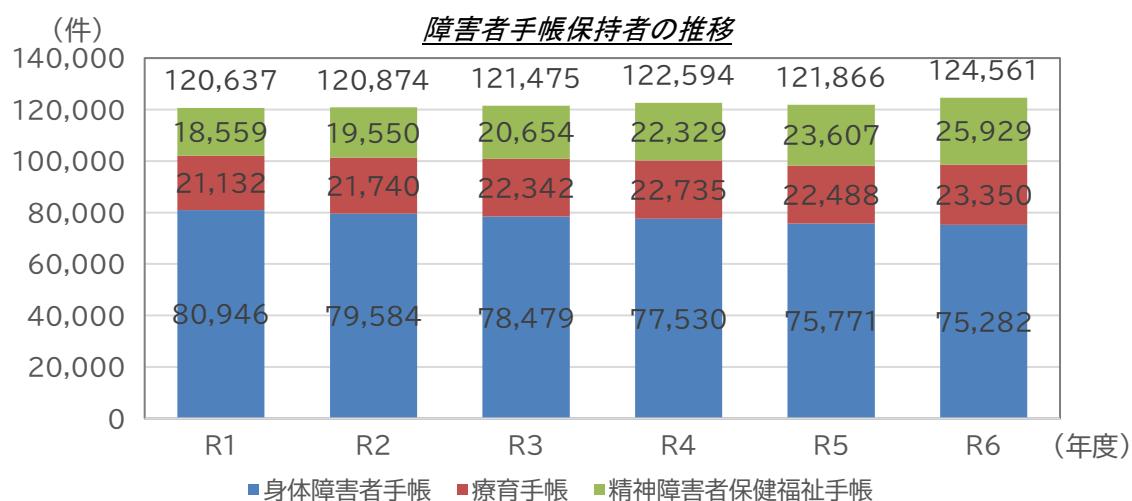
要支援・要介護認定者の割合

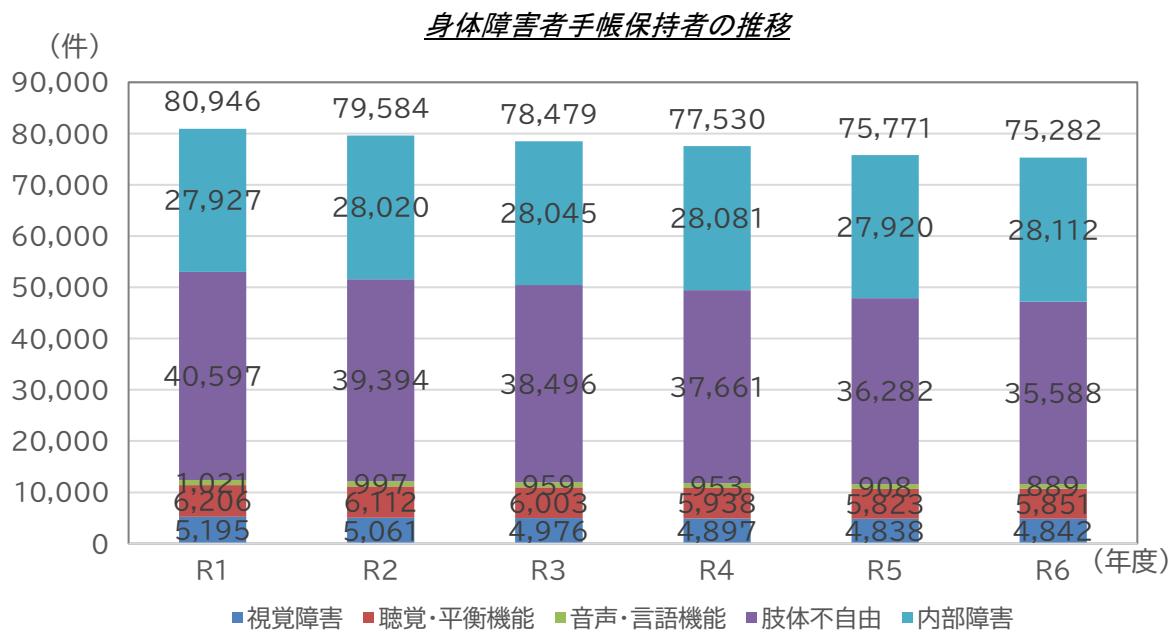


②障害者の推移

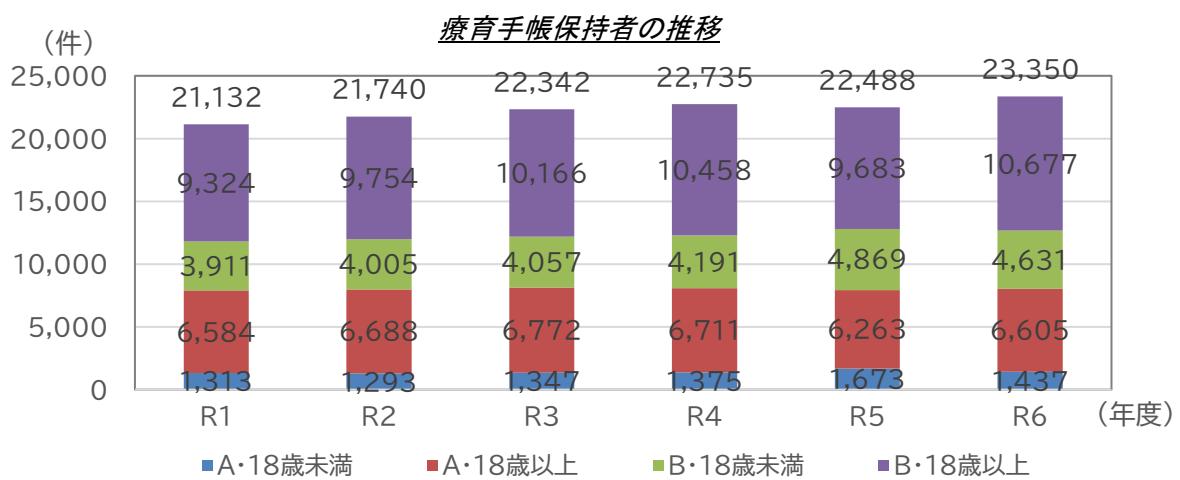
令和6年度における障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が75,282件、療育手帳が23,350件、精神障害者保健福祉手帳が25,929件となっております。

障害者手帳の交付件数の全体数は増加傾向にあり、令和元年度が120,637件であったのに対して、令和6年度は124,561件となっております。特に精神障害者手帳所持者が年々増加傾向にあります。

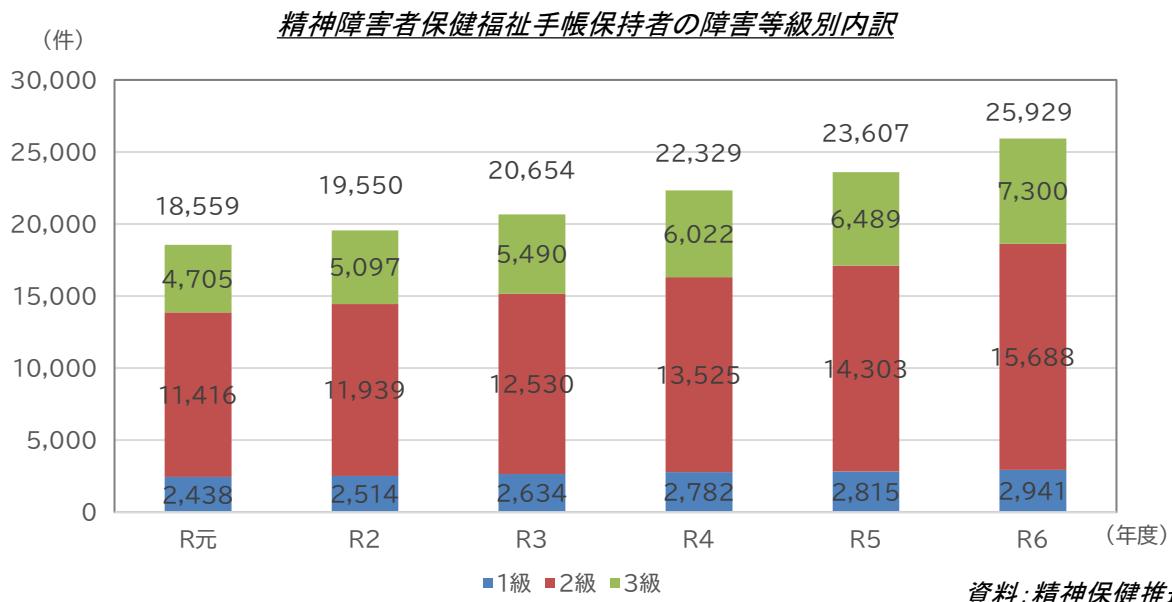




資料:障害福祉課



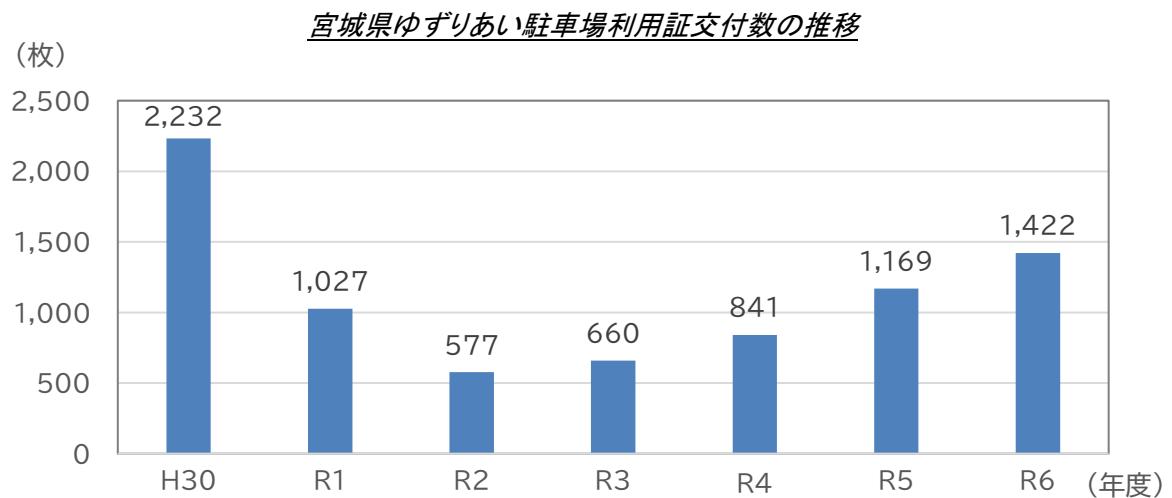
資料:障害福祉課



資料:精神保健推進室

③宮城県ゆずりあい駐車場利用証交付数の推移

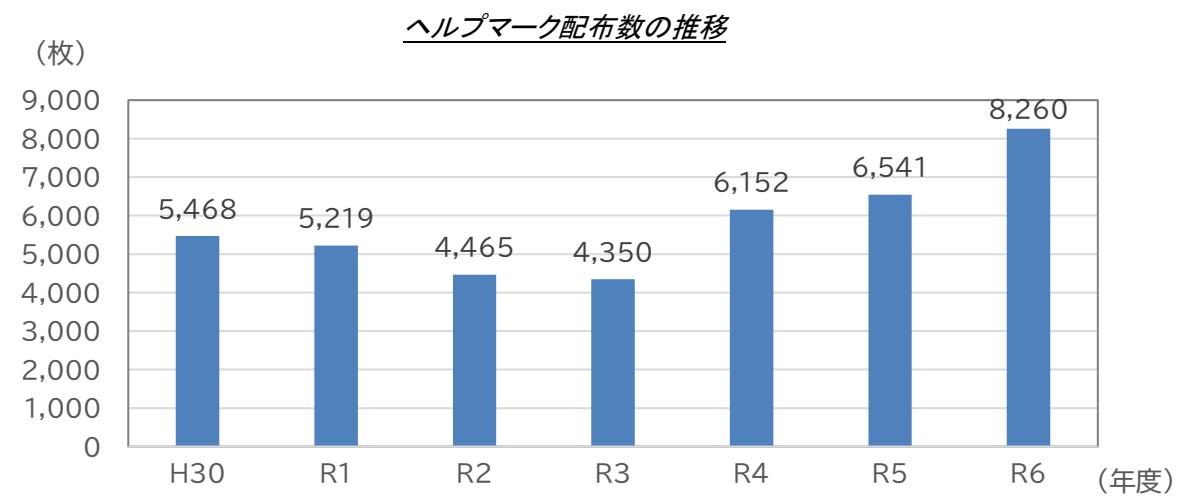
令和6年度の交付数は、1,422枚となっており、これまでの交付累計は令和6年度末時点で7,928枚となっております。



資料:社会福祉課

④ヘルプマーク配布数の推移

令和6年度の配布数は、8,260枚となっており、これまでの配布累計は令和6年度末時点で40,455枚となっております。



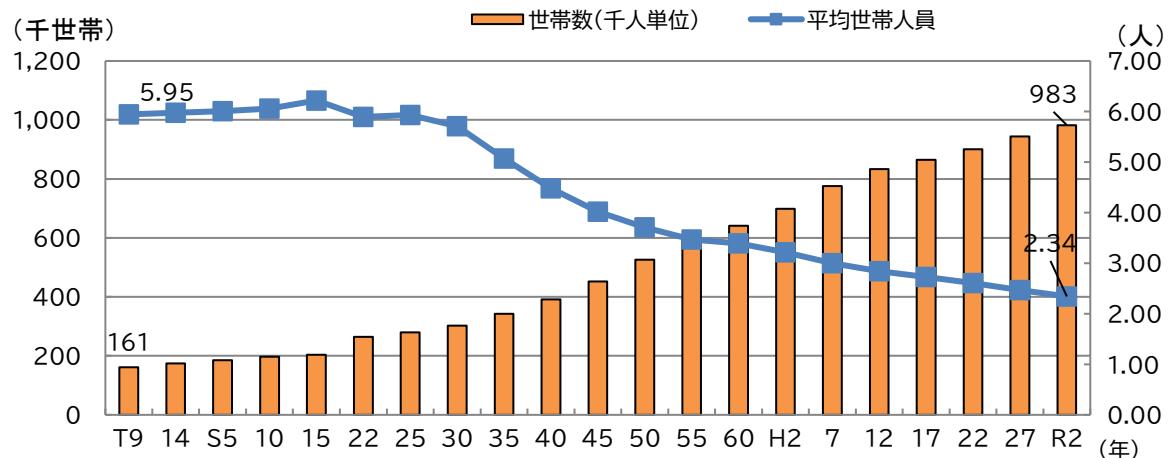
資料:障害福祉課

(4) 世帯構成の推移

①単独世帯と核家族世帯の推移

県の世帯数は増加していますが、一世帯当たりの平均人員は減少しており、令和2年では2.34人となっています。

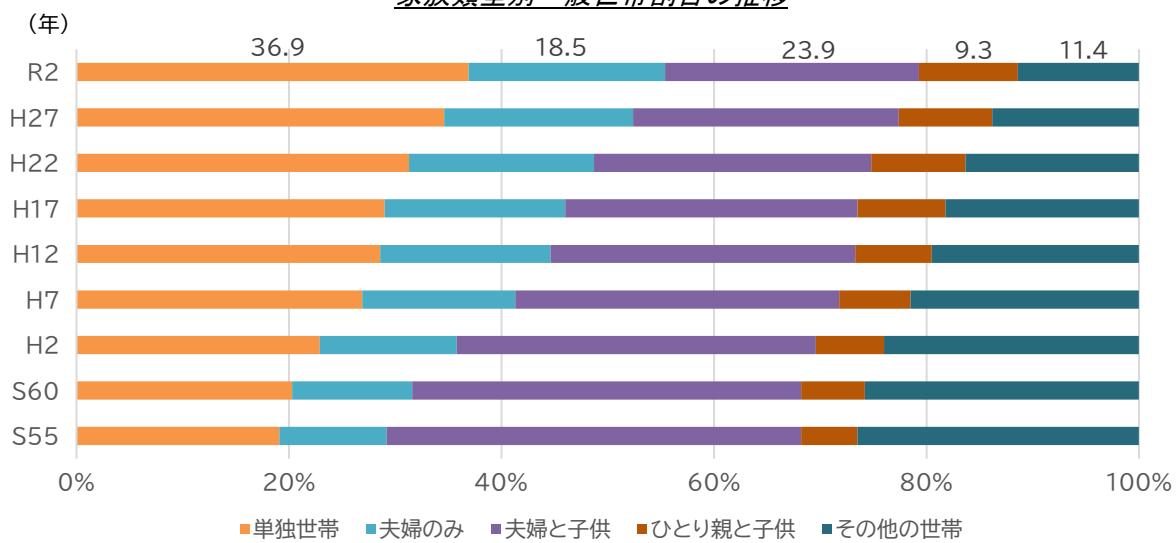
一世帯あたりの平均人員及び総世帯数の推移



資料:国勢調査

総世帯数に占める単独世帯（一人暮らし世帯）の割合は増加しており、令和2年では36.9%を占めています。

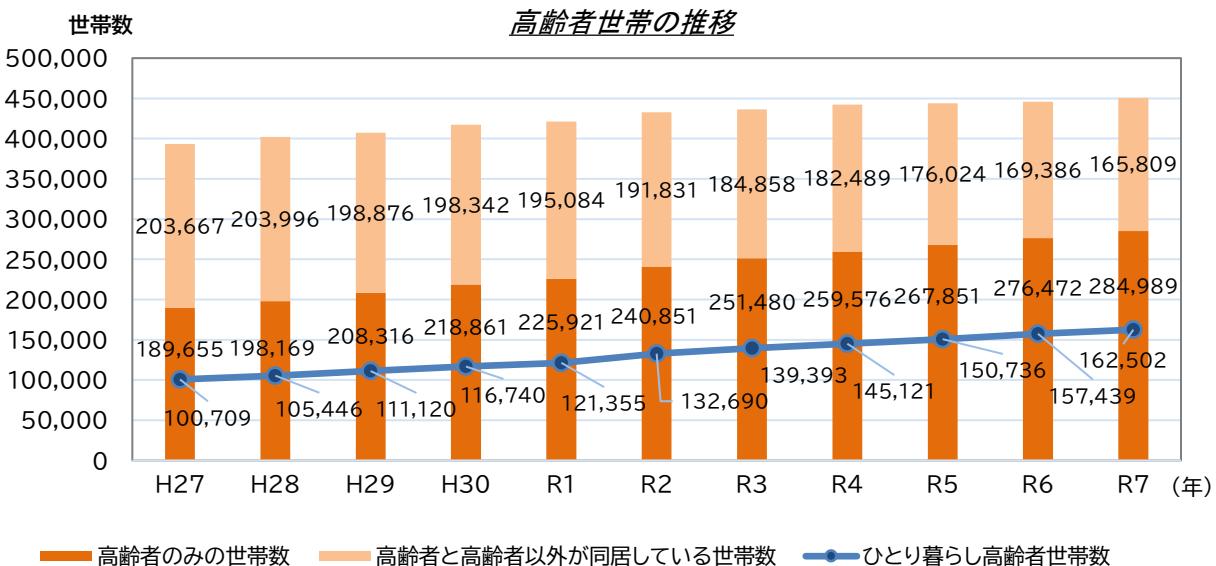
家族類型別一般世帯割合の推移



資料:国勢調査

②高齢者世帯の推移

高齢者世帯数（65歳以上の方が1人以上いる世帯）は増加しており、特に高齢者のみの世帯の増加が顕著です。高齢者のみの世帯は、令和2年の約24.1万世帯に対し、令和7年には約28.5万世帯と約18.3%の増加となっています。中でも、ひとり暮らし高齢者世帯数は、同時期に約13.3万世帯から約16.3万世帯へと約22.6%増加すると推計されています。

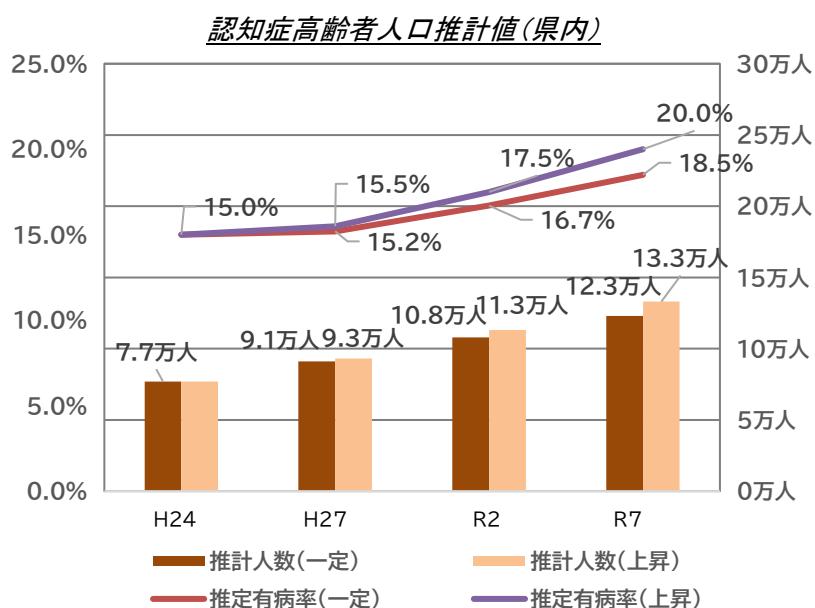


資料:長寿社会政策課

(5) 地域課題の顕在化

①認知症高齢者の推移

県内の認知症高齢者数は、国が推計した高齢者人口に占める認知症高齢者の比率を用いて推計すると、令和2年には10.8万人から11.3万人、令和7年には12.3万人から13.3万人となります。

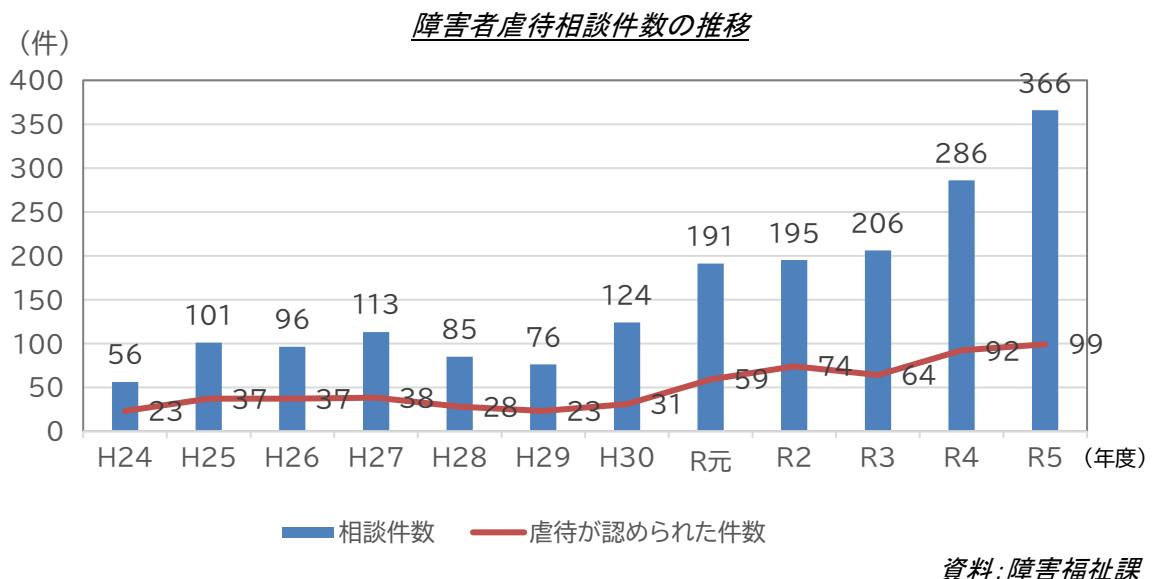


【参考】認知症の人の将来推計について
 ○長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町(福岡県糟屋郡)研究のデータから、新たに推計した令和7(2025年)における認知症の有病率
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:18.5%
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.0%
 ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
 ○本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は全国で約700万人となる。

資料:長寿社会政策課

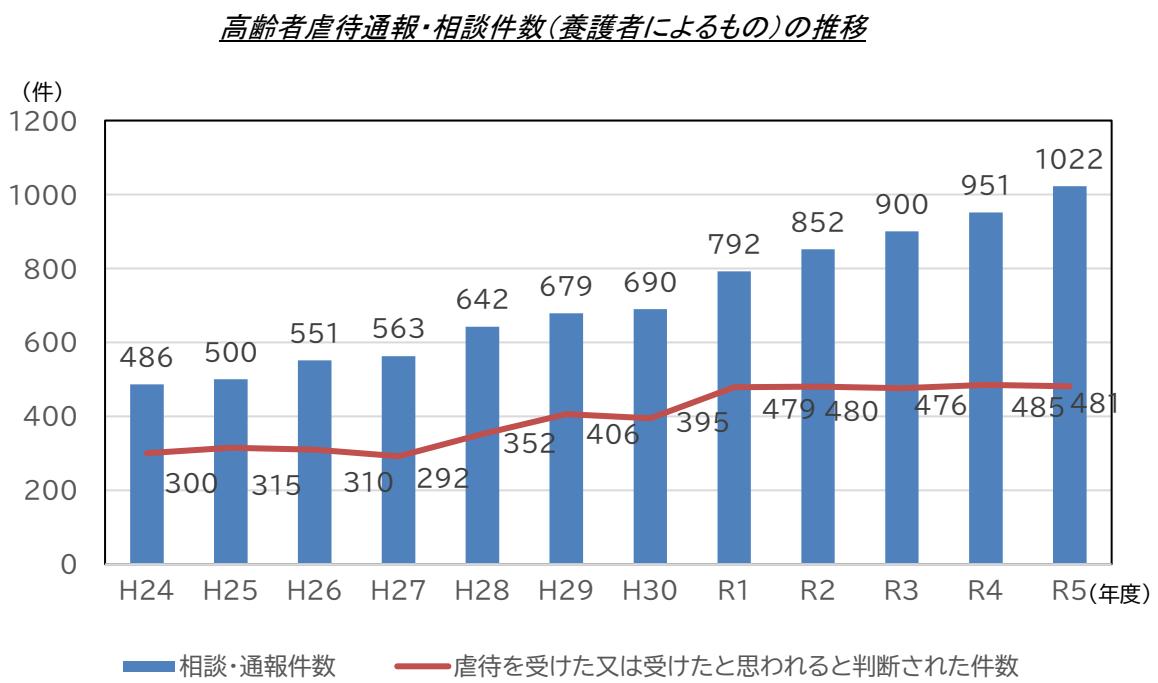
②障害者虐待相談件数の推移

県の障害者への虐待の相談件数は、平成29年度以降増加傾向にあり、平成29年度は76件であったのに対して令和5年度は366件と約5倍となっています。同期間で虐待が認められた件数も23件から99件とこちらも同様に大幅に増加しています。



③高齢者虐待相談件数（養護者によるもの）の推移

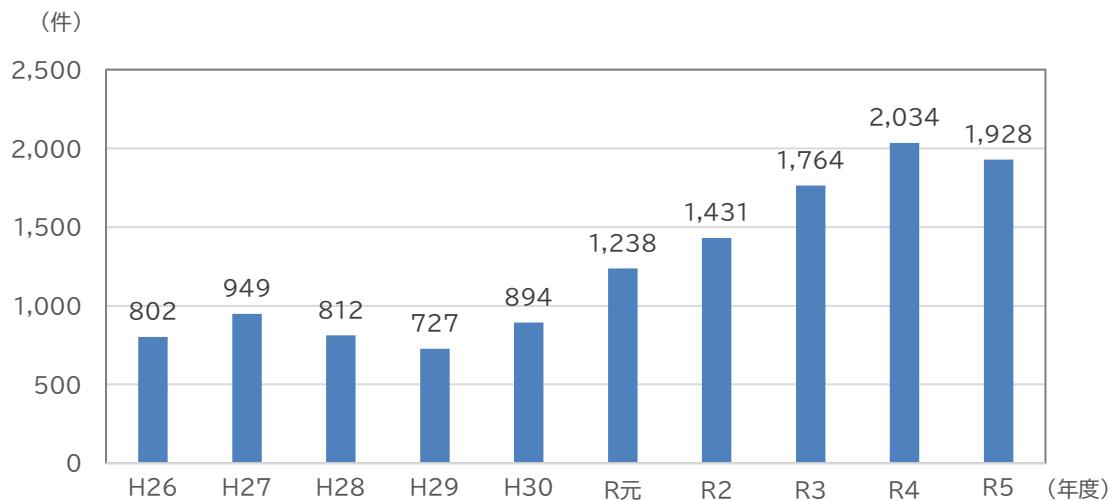
平成18年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行後、高齢者虐待防止についての理解が広がったことなどから、相談・通報件数は一貫して増加しています。



④児童虐待相談件数の推移

仙台市を除く県の児童虐待の相談件数は年度によって増減がありますが、平成26年度には802件であったのに対し、令和5年度には約2.4倍の1,928件と大きく増加しています。

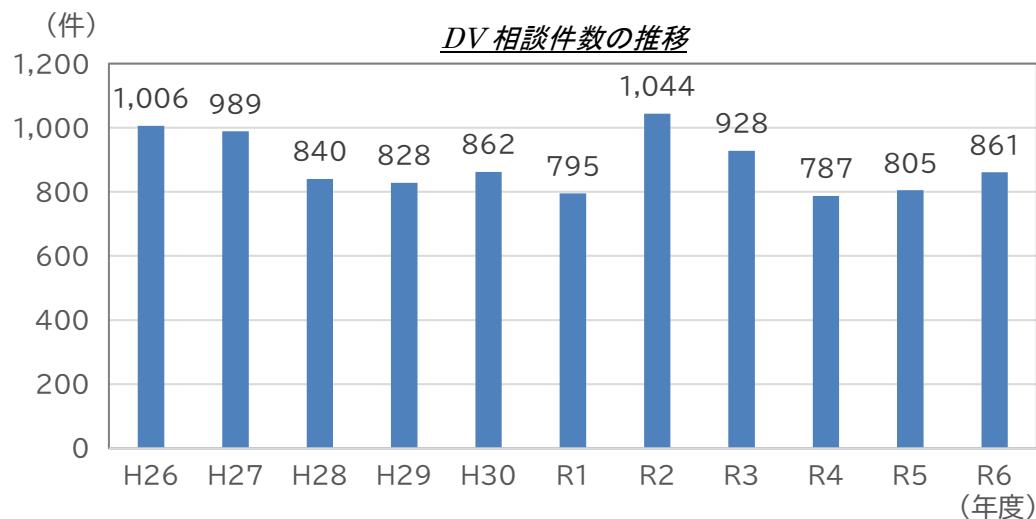
児童虐待相談件数の推移



資料:子ども・家庭支援課

⑤DV相談件数の推移

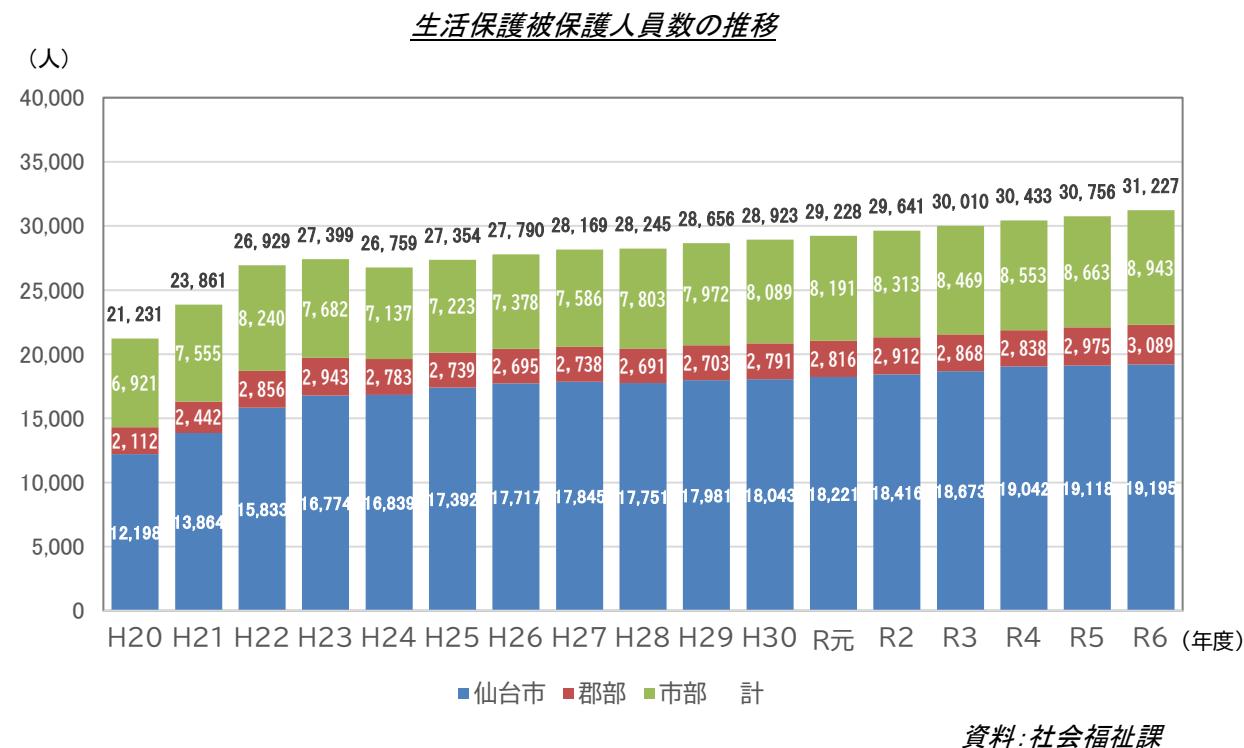
県のDVの相談件数は平成27年度には、989件であったのに対し、令和6年度には861件に減少しておりますが、依然として高い水準にあります。



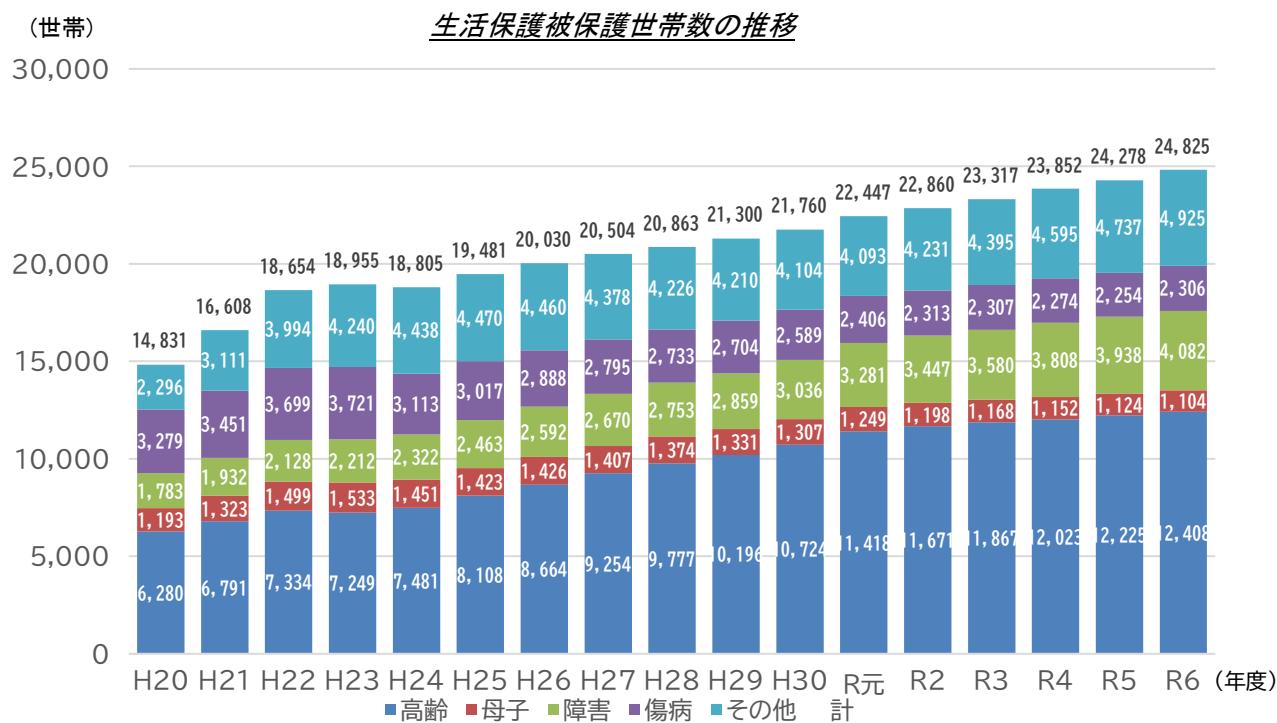
資料:子ども・家庭支援課

⑥生活保護の推移

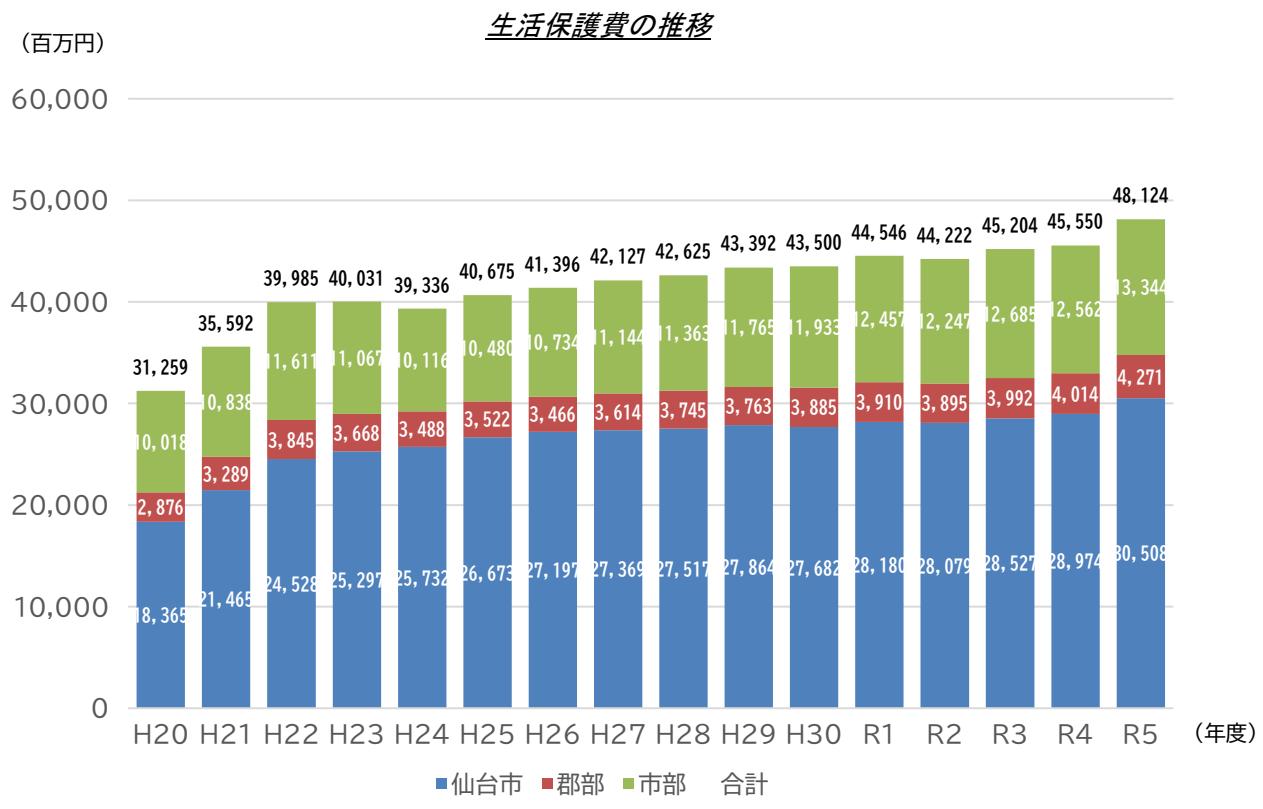
県における生活保護被保護人員数は微増傾向が続いています。令和3年度には30,000人を超え、令和6年度は31,227人となっています。



令和6年度の県の生活保護被保護世帯数は、24,825世帯となっています。県全地域で高齢者世帯の増加が目立っています。



令和5年度の県の生活保護費は48,124百万円で、平成20年度の31,259百万円と比較して54.0%の増加となっています。



⑦生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数の推移

町村部においては、県が宮城県自立相談支援センター（仙南、宮城黒川、北部、東部、気仙沼の各事務所）を設置し、支援に当たっており、市部では、各市において自立相談支援センターを設置し、相談対応を行っています。

生活困窮者自立相談支援センターを設置した平成27年度以降、相談件数は増加傾向にあり、特に令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行もあり、県内における年間の相談件数が1万件を超えました。

生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数の推移

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県所管分（町村分）	670	990	984	1,095	1,254	2,315	2,575	1,917	1,709	1,663
市所管分	3,494	4,292	4,604	5,089	4,851	9,110	9,064	5,875	5,468	5,055
県計	4,164	5,282	5,588	6,184	6,105	11,425	11,639	7,792	7,177	6,718

資料:社会福祉課

⑧ひとり親世帯の状況

仙台市を除くひとり親世帯数は、令和5年8月1日現在、母子世帯が10,493世帯、父子世帯が915世帯、寡婦世帯が6,142世帯となっています。

令和2年度の国勢調査による仙台市を含む世帯数は、母子世帯が17,706世帯、父子世帯が3,140世帯となっています。

ひとり親等世帯数

宮城県ひとり親世帯等実態調査世帯数（仙台市を除く）（単位：世帯数）

	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
前回調査（平成30年度）	12,063	1,323	1,900
今回調査（令和5年度）	10,493	915	6,142

令和5年8月1日現在

令和2年度国勢調査

	母子世帯	父子世帯
仙台市	7,386	986
仙台市以外	10,320	2,154
計	17,706	3,140

資料：子ども・家庭支援課

⑨ひきこもり相談件数の推移

ひきこもり状態にある方やその家族からの相談件数は、平成26年度の電話相談117件、面接延べ272人から、コロナ禍に微減したものの、令和6年度は電話相談149件、面接延べ910件と増加しています。

宮城県ひきこもり地域支援センターにおける相談件数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
電話相談	269	154	129	117	143	149
面接	実人数	112	89	93	95	92
	延人数	572	538	590	778	896
						910

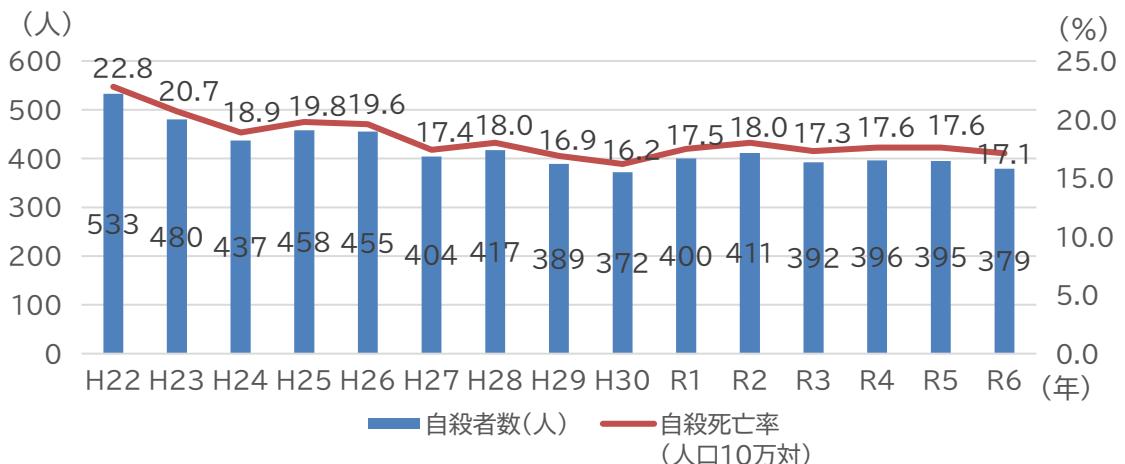
資料：精神保健推進室

⑩自死の推移

令和6年の自殺者数は379人、自殺死亡率は17.1となっており、自殺死亡率は全国平均の16.3を上回っています。

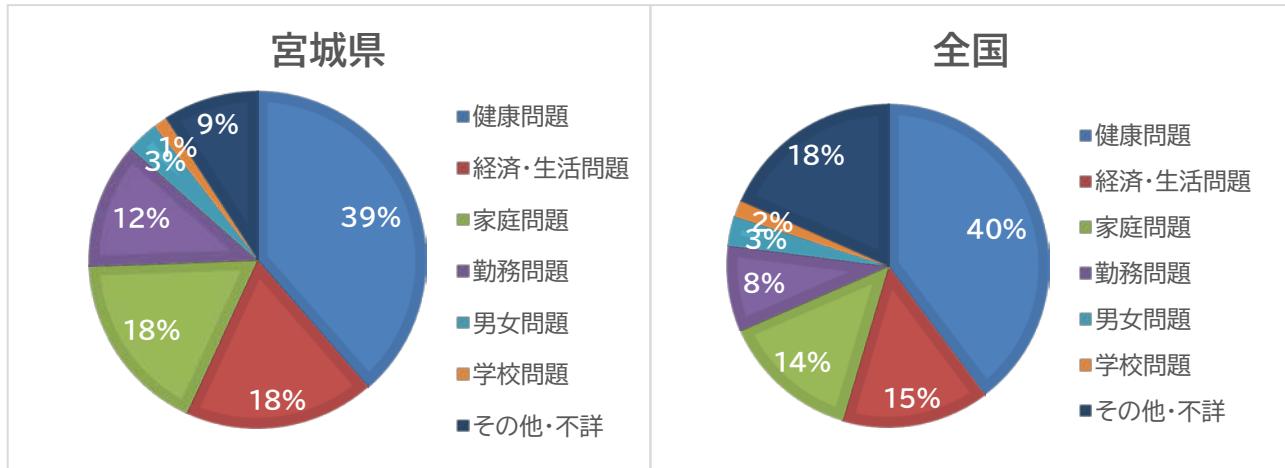
※自殺死亡率とは：人口10万人当たりの自殺者数

自死者の推移



資料：精神保健推進室

自死の原因・動機
自死の原因 (R2 (2020) ~R6 (2024) 合計)



資料:精神保健推進室

(6) 地域福祉の担い手の状況

①保育士等の推移

待機児童解消に向けた保育所等の整備に伴い、県内の保育士の求人数は令和7年1月時点で768人と求職者を大きく上回っており、その確保が課題となっています。

保育士等の推移

	R5	R6	R7
有効求職者数	326	262	232
有効求人数	803	947	768
有効求人倍率	2.46	3.61	3.31
保育所数	827	838	836

※有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率の基準日は各年1月。出典は厚生労働省「職業安定業務統計」。

※保育所数は、各年4月の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の数。

資料:子育て社会推進課

②介護職員数の需要推計と供給推計

介護職員数の需給推計では、県内で令和12年度に必要とされる介護職員数は38,935人で、需給ギャップは2,873人と見込まれております。

介護職員数の受給推計及び実績

(単位:人)

年度	R4	R5	R7 (見込)	R12 (見込)
需要 (推計) 数 (A)	37,803	38,942	36,881	38,935
供給 (推計) 数 (B)	36,379	36,695	35,530	36,062
供給 (実績) 数 (C)	34,027	33,112	—	—
推計における差 [(A)-(B)]	1,424	2,247	1,352	2,873
実績における差 [(A)-(C)]	3,776	5,830	—	—

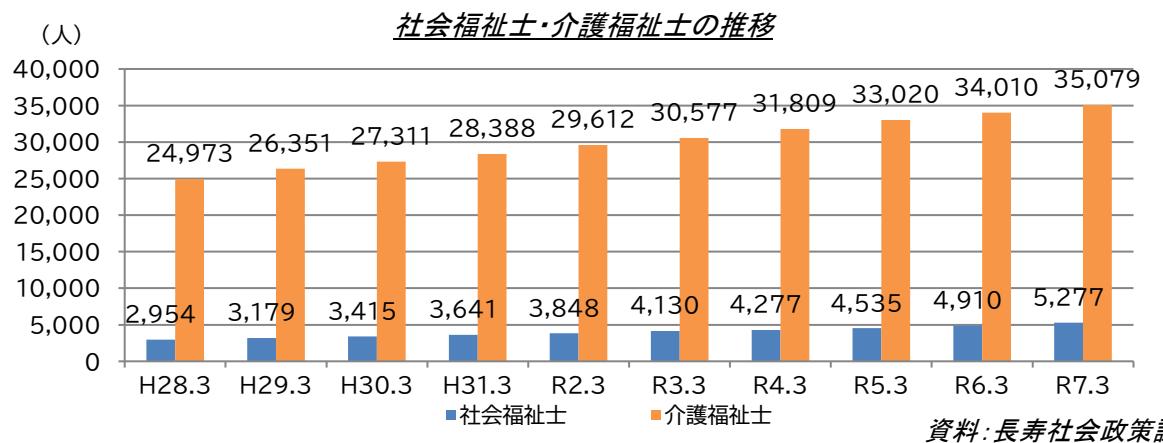
※厚生労働省の介護人材需給推計ワークシートによる宮城県における推計値

※供給 (実績) 数は、介護サービス情報公表システム等による

資料:長寿社会政策課

③社会福祉士・介護福祉士の推移

登録者数は、令和7年3月末現在で、社会福祉士が5,277人、介護福祉士が35,079人となっています。



④介護支援専門員（ケアマネジャー）の推移

令和7年10月1日時点の介護支援専門員の登録者数は11,993人、うち介護支援専門員証有効期間の登録者数は5,833人となっています。

介護支援専門員数等（令和7年10月1日時点）

登録者数	うち証有効期間中	うち主任介護支援専門員
11,993人	5,833人	1,689人

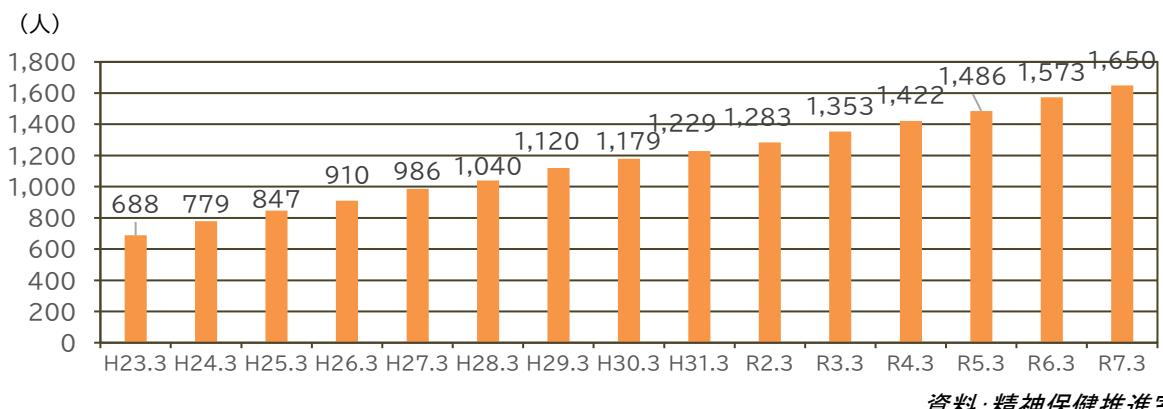
介護支援専門員証新規取得者数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
人数	230人	210人	157人	201人	294人

資料:長寿社会政策課

⑤精神保健福祉士の推移

精神保健福祉士の登録者数は、令和7年3月末現在で、1,650人となっています。



⑥民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、安心して暮らせる地域づくりのため、地域住民の立場で、生活や福祉に関する相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を提供するなど、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っています。

県（仙台市を除く）の民生委員・児童委員は、令和6年3月31日現在で、定数3,114人に対し、委嘱されている委員数は2,928人となっており、充足率は94%となっています。

民生委員・児童委員の状況

	定数	委員数	充足率
民生委員・児童委員	3, 114人	2, 928人	94%
うち主任児童委員	239人	237人	99%
全国計	240, 541人	228, 573人	95%

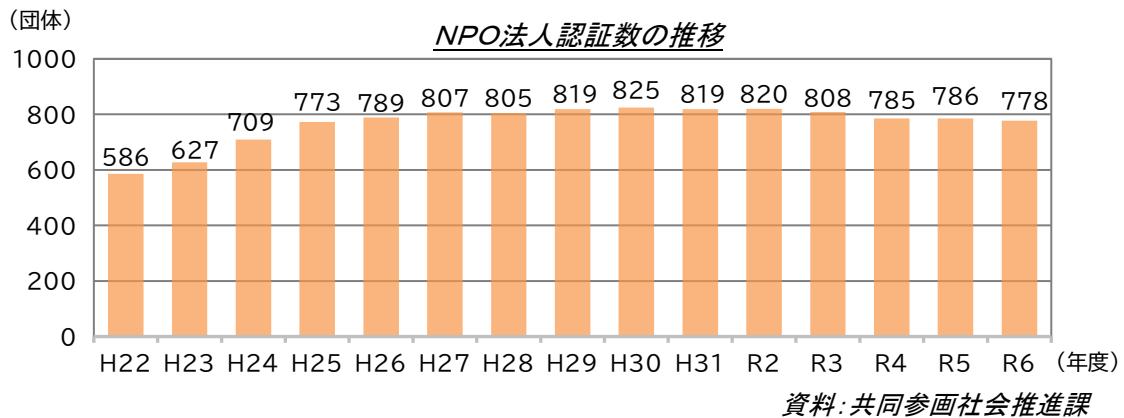
令和6年3月31日現在（仙台市を除く）

資料：社会福祉課

⑦NPO法人の推移

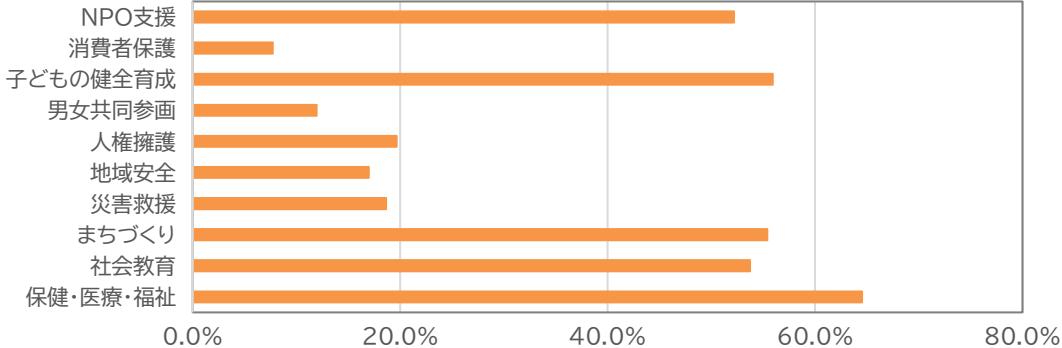
令和7年3月31日現在の県のNPO法人の設立認証数は778団体となっています。

法人格を取得する県のNPO法人数は、東日本大震災後に増加傾向が見られましたが、平成30年度をピークに減少傾向にあります。



令和7年3月31日現在の活動分野別の構成比では、高齢者や障害者を対象とした生活支援等の「保健・医療・福祉の増進」に係る活動を行っている法人は64%に達しています。また、「子どもの健全育成」に係る活動を行っている法人が55%に達しているなど、地域福祉に関連した活動を行っているNPO法人が多くなっています。

NPO法人分野別比率



法人の定款に記載された活動分野の集計（複数分野計上）から抜粋（令和6年度末）

資料：共同参画社会推進課

⑧社会福祉法人の状況

社会福祉法人数は、令和7年4月1日現在、施設経営法人230法人、社会福祉協議会36法人となっています。

社会福祉法人数の状況

種別		仙台市	仙台市以外	合計
社会福祉法人	施設経営法人	89	141	230
	うち厚生労働省所管法人	1	0	1
	社会福祉協議会	2	34	36
	その他	4	0	4
計		95	175	270

※仙台市・・・仙台市内に事業所がある法人等（仙台市、厚生労働省）

仙台市以外・・・仙台市以外に事業所がある法人等（県・一般市・他都道府県）

令和7年4月1日現在

2 地域福祉をめぐる課題

- ◇ 近年の公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、その時のニーズに応じた法制度の整備などにより、それぞれの分野ごとに内容も充実してきました。
- ◇ 一方、少子・高齢化の進行と相まって、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化等により、支え合いの機能が低下し、家庭や地域、職場など社会が持っていた連帯感の希薄化が進んでいます。
- ◇ 県内的人口は仙台都市圏に集中しており、仙台都市圏以外の地域では一貫して減少しております。県全体では平成15年をピークに人口が減少し、今後さらに減少すると見込まれています。特に、東日本大震災の被災市町の多くで大幅な人口減少が進んでおり、高齢化、災害公営住宅等への転居等により地域とのつながりが希薄になるなど、コミュニティの形成に関する全国的な課題が、県内においても顕著となっています。
- ◇ 高齢者など支援を必要とする人の割合は増加しており、介護職員などの担い手不足、人口減少による税収等の減少、社会保障関係経費の増加など、将来的には公的な福祉サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- ◇ 高齢の親が50歳代のひきこもり状態にある子どもの生活を支えている世帯（いわゆる「8050世帯」）への支援、ひとり暮らしの認知症高齢者など、問題解決能力はもとより福祉サービスの利用そのものの理解が困難な住民への対応、認知症の高齢者と障害のある子どもがいる家庭など複数の課題がある世帯への対応、地域から孤立し、福祉サービス等の支援も拒否するなど健康的な生活が維持できないセルフネグレクト等、多種多様な問題が増えると想定されます。
- ◇ 子育てについては、祖父母や近隣住民の協力を得られず孤立してしまう場合もあり、相談・支援体制の構築が必要とされております。
- ◇ 障害者が、地域で生きがいをもって生活できるよう、地域住民の障害及び障害者に対する理解と関心を高め、地域の一員として共に支え合うという意識を醸成することが不可欠です。
- ◇ 精神疾患は、全ての人にとって身近な疾患であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくり（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）を進める必要があります。
- ◇ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが重要です。
- ◇ 介護や子育て等に伴うストレスが一因と思われる高齢者や児童への虐待のほか、配偶者からの暴力（DV）による被害が深刻化しています。地域において、住民一人ひとりが虐待、DV等に対する理解と関心を持ち、早期対応していくことが重要です。

◇ 金銭面などの不安感も増している中で、経済的に困窮している方は社会的にも孤立している場合があり、早期の支援が必要です。

◇ このような課題は、地域で生活している人々が最初に気づくものであり、また身近でなければ早期発見が難しいことから、地域住民と行政や関係機関が一体となって解決していくかなければなりません。

3 福祉施策の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

◇ 平成18年12月、「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択され、日本は、平成19年9月に条約に署名、平成26年1月に批准しました。本条約では、障害は個人の問題ではなく、社会のあり方の問題であるという新しい障害者観（障害の社会モデル）が示され、生活や人生のあらゆる段階で、平等に暮らせる「合理的な配慮」が求められました。

◇ 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。

◇ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものです。

◇ 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成2年7月に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成29年2月に「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

(2) 社会福祉法の改正

◇ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、2度にわたり社会福祉法の改正が行われました。

◇ 平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。また、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること、市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

◇ 令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等が規定されました。

（3）近年の地域福祉関連法制度の主な動き

①生活困窮者自立支援法の改正

◇ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として平成27年に生活困窮者自立支援法が制定されました。

◇ 令和6年4月の改正では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることとされました。（令和7年4月施行）

②孤独・孤立対策推進法の制定

◇ 総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める「孤独・孤立対策推進法」が令和5年5月に制定されました。（令和6年4月施行）

③児童福祉法の改正等

◇ 令和4年6月の改正により、市町村における相談支援体制の強化を図るため、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたほか、施設入所や里親利用している子どもの意見聴取など権利擁護のための仕組みづくり等が求められました。（令和6年4月施行）また、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法が制定され、令和5年4月にはこども家庭庁が設置されました。

④困難な問題を抱える女性支援法の制定

◇ 女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。（令和6年4月施行）

⑤認知症基本法の制定

◇ 認知症の人の尊厳を維持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的・計画的に推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。（令和6年1月施行）

⑥介護保険法の改正

◇ 令和6年1月の改正により、介護事業者に対し、経営情報の報告が義務付けられました。（令和6年4月施行）また、地域包括ケアを深化・推進するため、介護情報基盤の整備が市町村の地域事業として位置付けられました。

⑦障害者差別解消法等の改正

◇ 令和3年5月の改正により、共生社会を実現するための取組を推進するため、事業者に対し「合理的配慮」の提供が義務付けられました。(令和6年4月施行)

⑧障害者総合支援法の改正

◇ 令和4年12月の改正により、障害者等の希望する生活を実現するため、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされるなど障害者等の地域生活や就労の支援が強化されました。(令和6年4月施行)

⑨災害対策基本法等の改正

◇ 令和3年5月の改正により、市町村に対して避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務化された(令和3年5月施行)ほか、令和7年6月の改正により、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました(令和7年7月施行)。

年	国	県
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正消費者安全法施行 ○障害者差別解消法施行 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 ○ヘイトスピーチ対策法施行 ○部落差別解消推進法施行 ○再犯の防止等の推進に関する法律施行 ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 	○宮城県地域福祉支援計画(第3期)策定
平成29年	○改正住宅セーフティネット法施行	
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正社会福祉法施行 ○改正介護保険法施行 ○改正障害者総合支援法施行 ○改正児童福祉法施行 ○改正生活保護法施行 ○改正生活困窮者自立支援法施行 ○ギャンブル等依存症対策基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○みやぎ障害者プラン策定 ○第7期みやぎ高齢者元気プラン策定
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正児童福祉法施行 ○改正児童虐待の防止等に関する法律施行 ○改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○新・宮城の将来ビジョン策定 ○みやぎ子ども・子育て幸福計画策定 ○第一次宮城県再犯防止推進計画策定
令和3年	○改正社会福祉法施行	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県地域福祉支援計画(第4期)策定 ○第8期みやぎ高齢者元気プラン策定
令和4年	○自殺総合対策大綱の見直し	
令和5年	○こども基本法施行	
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ○孤独・孤立対策推進法施行 ○改正児童福祉法施行 ○困難な問題を抱える女性支援法施行 ○認知症基本法施行 ○改正介護保険法施行 ○改正障害者差別解消法施行 ○改正障害者総合支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画策定 ○第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 ○みやぎ障害者プラン策定 ○第9期みやぎ高齢者元気プラン策定 ○宮城県自死対策計画 ○宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正児童福祉法施行 ○改正生活困窮者自立支援法施行 ○改正災害対策基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○みやぎこども幸福計画策定 ○宮城県社会的養育推進計画策定 ○第二次宮城県再犯防止推進計画策定

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決に向けて協力し合い、地域の多様な主体と共に支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成

2 基本的な視点

上記の基本理念を実現するため、本計画では次の基本的な視点を定めます。

- 1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進
- 2 多様な主体によるネットワークを通じた活動の促進
- 3 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備

（1）地域住民が共に支え合う地域づくりの推進

- ◇ 少子高齢化の進行等による人口の減少により、地域力の低下が危惧されていますが、地域の力を持続・強化できるよう、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、住民が地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが始まっています。
- ◇ 東日本大震災の経験から、地域で支え合う体制の必要性が再認識され、サポートセンターが中心となり見守り活動や、地域でのつながりづくりが進められており、震災からの復興とともに地域における支え合いへの移行への取組が進んでいます。
- ◇ 地域共生社会を実現するためには、地域住民が主体となり、地域の困りごと、心配ごとといった地域生活の課題を共有するとともに、解決のため目標を定め計画的に取り組む「市町村地域福祉計画」を策定する必要があります。
- ◇ 今後、住民が地域で支え合い、地域を共に創っていく取組が県内全域に広がっていくことを目指します。

（2）多様な主体によるネットワークを通じた活動の促進

- ◇ 複雑化した課題や、各制度の狭間にある課題に対応するため、支援機関や行政など多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。

- ◇ 包括的な相談支援体制の構築では、個別の相談支援の力量だけでなく、地域内の相談支援機関のネットワーク化が重要であり、住民組織、福祉関係者、相談支援機関及び行政等、幅広い関係者のコーディネート機能を適切に発揮できるネットワークの構築が必要となります。
- ◇ 地域の体制を構築するため、地域の課題をマネジメントし、地域への支援と個別問題への取組を平行して行う視点を持った福祉人材の育成が必要です。

(3) 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備

- ◇ 東日本大震災以降、被災地域では、各地にサポートセンターが設置され、被災者の日常生活を支えるため、総合相談支援、生活支援及び地域交流等、被災者の見守りやコミュニティ形成の支援等を行ってきました。
- ◇ サポートセンターでは、市町社会福祉協議会のほか、NPOや民間企業など様々な団体によって設置され、地域住民や自治会、民生委員と連携し、地域との関係に重みを置き、見守りや支え合いを重視した特色ある活動がなされました。
- ◇ サポートセンターにおいては、LSA（生活支援員）や生活相談支援員等が活動の担い手となり、福祉専門職のみではなく、被災した多くの地域住民が研修等によりスキルアップし、仮設住宅や災害公営住宅等で健康・生活面の見守り・相談支援と住民交流サロンの開催などの地域支援を担いました。
- ◇ また、宮城県社会福祉士会が県から受託し宮城県サポートセンター支援事務所を設置し、プラットフォームとしての役割を持ち、多機関が参加したネットワークにより支援を行い、また、中間的支援組織として、市町村の課題を吸い上げ、研修と支援のプログラムを開発し地域に応じた支援を行うとともに、専門職への支援に加え地域福祉である住民の支え合い活動を支援しました。
- ◇ 震災から15年が経過し、被災市町においては、日頃からの「地域における支え合い活動」の大切さが改めて認識されるとともに、地域住民自らが復興に向けて地域コミュニティを再構築しようとする様々な取組が展開され、連帯感の醸成や地域福祉活動の促進が図られました。
- ◇ 一方で、環境の変化に伴う災害公営住宅入居者の健康問題や孤立防止のため、見守り・相談支援や地域コミュニティ形成の取組への支援が引き続き必要となっています。
- ◇ 被災地で行われてきた地域交流サロン等の取組など、被災者支援での経験やスキルを活かし、住民同士の「地域における支え合い活動」として展開していく必要があります。

3 取組の方向性

自助・互助・共助・公助の考え方のもと、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現を図るために、次の5つの方向性に沿って取り組んでいきます。

（1）地域共生社会実現のための体制整備

少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化し、相談を包括的に受け止める体制づくりが必要です。また誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、住民主体の支え合いや関係機関とのネットワークづくりが重要です。

市町村における包括的な支援体制の整備の促進や地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくりを支援していきます。

（2）地域福祉活動の推進

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心していきいきと暮らせる地域を築くためには、共に支え合っていくことが重要です。また、ひきこもり状態にある方や自死に追い込まれつつある方、生活困窮者などの社会的に配慮を要する方々への対応が必要です。

子育て世帯への支援や高齢者への見守り、障害者の社会参画を支援するとともに、ヤングケアラー等見えにくい困難を抱えるこどもを早期に発見し、教育、福祉など様々な関係機関の連携により、社会的に配慮を要する方々に対する方策を推進していきます。

（3）地域福祉活動を担う多様な担い手づくり

地域全体で支え合う地域福祉を推進していくためには、多くの人々が福祉活動の担い手として活動していくことが望まれます。また、福祉サービスを必要としている方に、安心して良質なサービスを提供するためには、福祉・介護サービスに従事する人材の確保を図るとともに資質の向上が必要です。

生涯を通じた福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉を推進していくために重要な役割を担うNPOやボランティアの活動を促進していきます。さらに、福祉従事者の人材確保と資質向上のほか、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人づくりを支援していきます。

（4）福祉サービスの質の向上

事業者が第三者による福祉サービスの質の評価を受けることにより、利用者への質の良い福祉サービスの提供につながります。

福祉サービスの向上につなげるため、第三者評価の受審を働きかけるとともに

に、多様化する福祉サービス事業者の評価への対応や第三者評価の受審が円滑に行われるよう評価機関の育成に努めます。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により、「地域における公的的な取組」の実施が責務化されています。小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう支援していきます。

（5）災害に備えた福祉の支援体制づくり

災害発生時における高齢者や障害者などの要配慮者の安全・安心を確保するため、平時から地域における避難支援体制を構築し、要配慮者が安全かつ確実に避難できる環境を整備します。また、発災後も、避難行動要支援者が円滑に避難するための取り組みを支援するとともに、避難所や在宅など、それぞれの状況に応じた福祉的な支援体制の充実・強化を図ります。

第4章 支援施策の展開

取組の方向性

- 1 地域共生社会実現のための体制整備
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり
- 4 福祉サービスの質の向上
- 5 災害に備えた福祉の支援体制づくり

1 地域共生社会実現のための体制整備

（1）市町村における包括的な相談・支援体制の構築

【現状・課題】

- ◇ 少子高齢化や人口減少の本格化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化、複雑化し、介護、障害、子育て、生活困窮など多分野にわたる相談を包括的に受け止め、複合的な問題を抱える方への適切な支援を提供できる多機関協働による包括的な支援体制の構築が必要です。
- ◇ 特に災害公営住宅においては、独居率・高齢化率が高く、健康管理や孤独・孤立の防止の観点から、継続的な見守り・相談支援が必要な状況も見られ、地域全体で支え合う体制の構築が必要です。
- ◇ 平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が市町村の努力義務とされました。また、令和2年6月の社会福祉法の改正では、市町村において、既存の相談支援等を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
- ◇ 市町村は、地域特性を踏まえながら、目指すべき地域共生社会の姿や具体的な取組方針等を検討し、地域福祉計画に位置づける必要があります。
- ◇ 総合相談機能が発揮されるためには、本人やその家族からの相談への対応だけでなく、困っている人を地域の中で発見(ニーズキャッチ)する仕組みを整備し、重篤化する前に支援につなげることが重要です。また、住民の様々な課題を受け止め、解決に向けて関係機関と調整を行うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の配置と困っている方を地域で支える仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 市町村における包括的な支援体制の構築を支援するため、各市町村を個別に訪問し、現状・課題の把握や助言を行うとともに、アドバイザーの派遣等を行います。また、市町村福祉担当課長会議等を開催し、各市町村の取組状況の情報共有や国の動向、先進事例等に関する情報提供を積極的に行います。
- ◇ 災害公営住宅における独居高齢者等の継続的な見守り・相談支援については、「被災者支援」から「地域による支え合い」への円滑な移行に向けて、市町の現状や意向を踏まえつつ、県として必要な支援を行います。
- ◇ 地域福祉計画未策定の市町村に対して、策定に向けた働きかけを行うとともに、地域福祉計画の策定・改定を行う市町村に対して、指導・助言や財政支援を行います。
- ◇ 地域課題の把握と地域全体で地域課題を共有化するための話し合いの場の設定や制度の狭間にある課題を解決するための地域資源の開発、地域で活動する団体、各種関係機関とのネットワークの構築などの役割を担うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材が県内各地において育成・配置が図られるよう、その養成に積極的に取り組んでいきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
地域共生社会形成推進事業 (社会福祉課)	地域共生社会の実現に向けた市町村の取組を支援するため、市町村訪問による助言やアドバイザー派遣を行うとともに、県社会福祉協議会との連携により宮城県地域共生社会推進会議を通じて、地域づくり等に取り組む市町村社会福祉協議会等の支援を行う。
市町村振興総合補助金地域福祉おこし事業 (社会福祉課)	市町村における地域福祉計画の策定・改定や、同計画に基づき、住民同士の支え合いや関係機関とのネットワークづくりを促進する事業に対し、財政支援を行う。
コミュニティソーシャルワーク実践研修 (社会福祉課)	各種制度・サービスや住民の援助などを組み合わせて、課題を抱えた方に対してその解決に向けた調整を行うとともに、新しい仕組みづくりに向けた取組を行うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。

【目標指標】

項目	現 況	目標（達成時期）
地域福祉計画策定市町村数	30 市町村 (令和 7 年 4 月 1 日)	35 市町村 (令和 12 年度末)
包括的な支援体制が整備されている市町村数	19 市町村 (令和 7 年 4 月 1 日)	35 市町村 (令和 12 年度末)

コミュニティソーシャルワークに関する研修受講者数	43人 (令和6年度)	70人 (各年度)
--------------------------	----------------	--------------

(2) 住民参加と協働による共に支え合う地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 少子高齢化や人口減少の本格化、価値観や意識の多様化などにより、地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が全国的な課題となっています。
- ◇ 地域における生活課題の中には、公的な福祉サービスだけでは対応しきれないものがあります。それらの解決には、地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、関係機関と連携して、複合的な課題、世帯を「丸ごと」支える、住民主体の地域づくりの推進が重要です。
- ◇ 特に高齢者や障害者、子育て家庭など支援を必要とする人々が安心して生活するためには、小学校区・中学校区または自治会・町内会といった小地域を単位としたコミュニティによる地域福祉活動を推進することが必要です。
- ◇ 地域コミュニティの構築については、社会福祉協議会等が様々な形で取組を進めてきており、今後も社会福祉協議会等を中心とした地域づくりの取組が重要です。
- ◇ 複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対して適切な支援を提供し、地域での支え合いの取組を実践するため、地域福祉活動をコーディネートする人材が必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 市町村社会福祉協議会や福祉関係団体における地域共生社会実現に向けた取組を支援するプラットフォームとして、県社会福祉協議会と連携した「宮城県地域共生社会推進会議」を運営します。
- ◇ 市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、N P O等による住民同士の支え合いの促進や相互のネットワークづくり、イベント・サロン活動の開催等を支援します。また、モデル的な事例を広く普及させるための取組を行います。
- ◇ 地域福祉や地域づくり活動等への住民の積極的な参画を促進するため、住民のボランティア活動等への理解を促進し、裾野の拡大を図るとともに、ボランティア情報の収集・提供、ボランティアコーディネート機能の充実等の取組を進めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
宮城県地域共生社会推進会議の運営 (社会福祉課)	市町村社会福祉協議会や福祉関係団体等における地域共生社会実現に向けた取組を支援するプラットフォームとして、県社会福祉協議会と連携して運営する。
地域共生社会形成推進事業 (社会福祉課) 再掲	地域共生社会の実現に向けた市町村の取組を支援するため、市町村訪問による助言やアドバイザー派遣を行うとともに、県社会福祉協議会との連携により宮城県地域共生社会推進会議を通じて、地域づくり等に取り組む市町村社会福祉協議会等の支援を行う。
市町村振興総合補助金地域福祉おこし事業 (社会福祉課) 再掲	市町村における地域福祉計画の策定・改定や、同計画に基づき、住民同士の支え合いや関係機関とのネットワークづくりを促進する事業に対し、財政支援を行う。
みやぎボランティア総合センター補助事業 (社会福祉課)	みやぎボランティア総合センターが実施するボランティア関連人材の育成やボランティア情報の発信などの事業に対して財政支援を行う。

2 地域福祉活動の推進

(1) 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 全国的な少子化の進行とともに、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困など、子どもをめぐる問題は多様化、複雑化しています。
- ◇ 地域における子育て環境についても、核家族化や地域のつながりの希薄化が進んだことで、祖父母、近隣住民など世代間や地域の協力を得ることが難しくなっており、妊娠・出産や育児に関する相談・支援体制の構築が必要となっています。
- ◇ 子どもの貧困の現状については、約9人に1人が貧困の状況にあるとも言われており、いじめや不登校、学力不振、虐待等の背景に貧困問題があることが多く、貧困世帯の子ども達がその能力や可能性を発揮する機会を失い、貧困が連鎖してしまうことは、社会的損失にもつながることから、地域社会全体で支えていく体制づくりが必要となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 令和7年3月に策定した「みやぎこども幸福計画（令和7年度～11年度）」と連携し、将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりや子どもの権利擁護等を総合的に推進します。
- ◇ 子育て家庭を地域全体で支援する機運を醸成するため、「子育て支援を進める県民運動」を引き続き推進し、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進めます。
- ◇ 市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業を支援し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を展開するとともに、ニーズに応じた適切なサービスを受けられるよう事業の普及を図っていきます。
- ◇ 放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保を推進するために、国の方針に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室が一体的に進められるよう支援し、子どもたちが放課後や週末等を安全・安心に過ごし、地域の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。
- ◇ 生活・教育・就労・経済的支援に取り組み、子どもが生まれ育った環境によって左右されず、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会づくりを推進します。
- ◇ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の一層の推進を

図るため、制度のさらなる周知を図るとともに、利用者へのアンケートや事業者へのヒアリング等を通じてニーズの把握を行い、町村の関係機関とも連携した支援を行います。また、各市に対して子どもの学習・生活支援事業の実施を働きかけます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
母子保健指導普及事業 (子育て社会推進課)	市町村などの母子保健関係者等に対して、研修や技術支援を行い、県内市町村における妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図る。
地域子ども・子育て支援事業 (子育て社会推進課)	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業など）に対する財政支援を行う。
子育て県民運動推進事業 (子育て社会推進課)	各関係機関との協働により、地域全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図るほか、子育て支援情報の発信などにより、官民一体となって安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。
結婚・子育て応援パスポート事業 (子育て社会推進課)	結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく応援する環境の整備を進めていくため、民間を含めた社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図る。
子育てサポート一養成講座・子育てサポートリーダー養成講座 (生涯学習課)	保護者が、子育てや家庭教育、しつけ等について気軽に相談できる「子育てサポートー・子育てサポートリーダー」を養成することで、子育て・家庭教育支援を地域ぐるみで応援する。
宮城県家庭教育支援チーム (生涯学習課)	市町村と連携した派遣事業を展開し、県内各地の実情に応じた家庭教育支援体制づくり（市町村家庭教育支援チーム設置促進）や宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用した学習機会の提供を行い、家庭の教育力を支える環境づくりを目指す。
放課後児童健全育成事業 (子育て社会推進課)	放課後児童支援員の配置や適切な遊びの場の提供等を通じて放課後児童の保護や健全な育成を図る。
放課後児童対策推進事業 (生涯学習課)	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動が行える機会を提供できるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な取組を推進する。
少年団体指導者研修事業 (生涯学習課)	子ども会活動の支援や地域活動を行うジュニア・リーダー育成のため、「ジュニア・リーダー中級研修会」及び「ジュニア・リーダー上級研修会」等を実施する。 また、「市町村青少年教育関係職員研修会」を通して、育成者に対する研修会を実施する。

子どもの貧困対策推進事業 (子ども・家庭支援課)	子どもの貧困対策に係る普及啓発を図るほか、市町村が地域の実情に応じて取り組む子どもの貧困対策や「子ども食堂」などの活動団体の取組を支援する。
子どもの学習・生活支援事業 (社会福祉課)	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯等の子どもを対象に、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施する。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
みやぎ結婚応援・子育て支援パ スポート協賛店舗数	3,470 店舗 (令和6年度末)	5,000 店舗 (令和11年度末)
保育所等利用待機児童数 (仙台市を除く)	17 人 (令和7年4月1日)	待機児童の早期解消
子どもの学習・生活支援事業に おける教室の設置町村数	15 町村 (令和6年度末)	15 町村 (令和12年度末)
子どもの学習・生活支援事業を 実施する市の数	6 市 (令和7年4月1日)	13 市 (令和12年度末)

（2）高齢者が安心して暮らせる地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 高齢化や核家族化が急速に進行する中、今後、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者数も増加し続けることが見込まれています。また、高齢者人口や高齢者のみの世帯が増加することで、生活や住まいの支援を要する世帯も増えてくることが予想されています。
- ◇ このため、高齢者が要介護状態となつても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう医療・介護・予防、住まい・生活支援などの各サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築する必要があります。
- ◇ また、県、市町村、事業者、団体及び住民が連携し一体となって、認知症や地域の支え合いを通した介護予防・生活支援等の施策を推進し、高齢者が充実した生活を送ることができる長寿社会の実現が求められています。
- ◇ 特殊詐欺被害は高齢者が多く被害に遭っており、直接犯人と話をしないための固定電話機対策の推進や、高齢者自身の防犯力向上が必要となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 令和6年3月に策定した「第9期みやぎ高齢者元気プラン」と連携し、高齢者

が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を目指し、各種施策を推進します。

- ◇ 高齢者の方が、医療や介護が必要になったり、認知症になったりした時でも、住み慣れた我が家、慣れ親しんだ地域で暮らし続けることができるよう、これまで充実を図ってきた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組みます。
- ◇ 東日本大震災等の被災者支援で再認識された地域住民やボランティア等による支え合い活動について、その経験を「地域共生社会の実現」や「地域支え合いの推進」に向けた取組に活かすとともに、介護予防や生活支援の推進、地域活動の支援に取り組みます。
- ◇ 認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を發揮し、互いに尊重しつつ支え合いながら共生する社会を目指し、行政、医療機関、住民、施設等の地域資源を整え、連携し、認知症の人にやさしいまちづくりに向けて地域全体でサポートします。
- ◇ 団塊世代の高齢化の下、長寿化の進展による人生100年時代に備え、高齢者自身も社会の主役となって、生きがいに満ちた生活を実現するため、健康で、尊厳をもって暮らし続けることができる社会を目指します。
- ◇ 特殊詐欺被害防止のため、警察はもとより、高齢者と接する機会の多い関係機関・団体が広報活動を推進し、特殊詐欺被害から高齢者を守ります。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
地域包括ケア推進支援事業 (長寿社会政策課)	市町村、関係機関等を対象とした地域包括ケア体制構築支援、普及啓発に向け、効果的な内容・手法等を検討し講演会・研修会等を実施する。
地域包括支援センター機能強化推進事業 (長寿社会政策課)	地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、職員の知識と技術の向上を図る。
認知症地域ケア推進事業 (長寿社会政策課)	市町村における支援体制づくりを支援し、会議や研修会等の開催により、独自の取組を県内全体へ普及する。
認知症サポーターキャラバン事業 (長寿社会政策課)	認知症について正しく理解し、見守る応援者「認知症サポーター」を増やすための講座の開催を支援する。
生活支援サービス開発支援事業 (長寿社会政策課)	地域の特性に応じた生活支援体制を構築するため、関係団体で構成する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置・運営するとともに、被災者支援等で培った知見を、生活支援サービスに活用するための取組や生活支援コーディネーターの活動を支援するための研修等を実施する。

介護予防に関する事業評価・市町村支援事業 (長寿社会政策課)	フレイル(虚弱)な高齢者や要支援者等の自立支援・重度化防止のため、市町村が効果的な介護予防施策を展開できるよう、専門職やアドバイザーの派遣、研修等を行う。
特殊詐欺による被害の防止 (県警生活安全企画課)	特殊詐欺被害防止のため、警察はもとより、高齢者の関係する機関・団体が、被害の未然防止に向けた広報啓発や高齢者等への注意喚起等各種対策を推進する。
消費者啓発事業・消費生活相談事業 (消費生活・文化課)	悪質商法などの消費生活相談に応じるほか、被害の未然防止のため、高齢者向けの出前講座を開催するなど、地域に向けた情報提供を行う。
消費生活サポーター事業（養成・フォローアップ講座の開催） (消費生活・文化課)	消費者被害の未然防止のため、地域において啓発等を担うボランティアとして活躍する「消費生活サポーター」の養成とフォローアップを行う。
徘徊等高齢者対策 (県警県民安全対策課)	徘徊等により行方がわからなくなってしまった高齢者を早期に発見し、事件事故から守るため、SOSネットワークにより地域の関係機関が連携し発見活動を行う。

(3) 障害があっても安心して生活できる地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 障害者が地域で安心して生活できる社会を築くためには、地域住民の障害及び障害者に対する理解と関心を高め、地域の一員として共に支え合うという意識を醸成することが不可欠です。
- ◇ 現在は家族（親）の介護により、在宅で生活している障害者の方々について、親亡き後の住まい等について不安を感じている方もいることから、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備・支援していく必要があります。
- ◇ 令和3年度から、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とし、障害者差別解消法の補完（差別禁止の対象拡大や紛争のあっせん等の仕組みを設けるもの）と、障害者に対する情報保障等を柱とする「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」が施行され、行政機関や地方公共団体、民間事業者等による差別の禁止と合理的な配慮が求められています。あわせて、手話の言語としての公的認知や、手話及びろう者に対する理解促進と手話の普及を柱とする「手話言語条例」が施行されました。このため、社会的障壁を取り除くために必要な環境整備や、手話通訳者など意思疎通支援者の養成、確保の必要性が一層高まっています。
- ◇ 障害者が、自分らしく暮らしていくよう身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要です。

- ◇ 特に、障害児や医療的ケア児の親は、養育、医療、教育、就労など様々な将来への不安を抱えることになるため、子どもへの対応はもとより、親に対して積極的に関わり、気軽に相談が受けられる場づくりが必要です。
- ◇ 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの役割は大きく、担い手となる人材の養成、資質向上に継続的に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 住民が積極的に障害者福祉に関するボランティア活動へ参加できるよう、障害者施設をはじめとした社会福祉施設におけるボランティア等の受入体制の整備やボランティアの養成が必要となっています。
- ◇ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」の構築が求められています。

【施策の方向性】

- ◇ 令和6年3月に策定した「みやぎ障害者プラン」と連携し、だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくりを推進します。
- ◇ 障害を理由とする差別の解消に向け、関連情報の発信や普及啓発用リーフレットの配布、イベントの開催などの啓発・交流支援を進め、障害や障害のある人、社会的障壁等の理解を促進します。
- ◇ 精神障害や重度の障害者に対応するグループホームの整備や、既存のグループホームにおける建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模修繕費等に要する費用の一部を補助します。
- ◇ 障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等を養成します。
- ◇ 地域精神保健医療福祉体制の整備、人材育成、普及啓発、ピアサポート支援、入院者訪問支援等の総合的な実施により「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」の構築を推進します。
- ◇ イベントやサロン活動等を開催して交流の機会を設けることで、障害者と地域住民の相互理解を深め、地域における障害の受容、意識の醸成や閉じこもりがちな障害者の社会参加を図ります。
- ◇ 相談支援に従事する人材の育成に取り組みながら、多様化、複雑化するニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援に対応した研修の充実にも努めています。

- ◇ 障害者の地域移行や地域生活の支援に有効となるよう、ピアサポートを担う質の高い人材の育成を推進します。
- ◇ 各市町村で設置する身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図っていきます。
- ◇ アセスメントに基づき、適切な支援が行えるよう保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関とも連携し、チームアプローチによる取組を推進します。
- ◇ 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化のための情報提供や普及啓発、公益的施設の整備を進めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
障害者差別のない共生社会推進事業 (障害福祉課)	「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」に規定する、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発事業を実施する。
市町村振興総合補助金 精神障害者コミュニティサロン設置運営事業 (精神保健推進室)	閉じこもりがちな精神障害者に「つどいの場」を提供することによって、外出の機会を増やし、社会参加の一助として、様々な障害レベルの人が集うことで再発防止のための回復モデルを学び、障害受容を促進する。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業 (精神保健推進室)	地域精神保健医療福祉体制の整備、人材育成、普及啓発、ピアサポート支援、入院者訪問支援等の総合的な実施により県全体の「にも包括」の構築を目指す。
障害者福祉施設整備費補助事業 (障害福祉課)	障害者総合支援法等に基づく施設等の整備を行う際の費用の一部を補助する。 精神障害や重度の障害者に対応するグループホームの整備や、既存のグループホームの建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模修繕費等に要する費用の一部を補助する。
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (障害福祉課)	手話通訳者又は要約筆記者の役割・責務等を理解し、必要な技能を取得した手話通訳者・要約筆記者を養成する。
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 (障害福祉課)	視聴覚重複障害者の意思疎通・コミュニケーションを仲介し、介助を行う通訳・介助員を養成する。
障害者相談支援従事者研修事業 (障害福祉課)	障害者が地域生活で必要とする様々なサービスについて総合的かつ適切に利用できるよう支援する人材を養成する。
障害者ピアサポート研修事業 (障害福祉課)	ピアサポートー及びピアサポートーの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する。

身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (障害福祉課)	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。
バリアフリーみやぎ推進事業 (社会福祉課)	「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を基本的な指針とし、福祉教育の充実やユニバーサルデザインの普及啓発、公益的施設の整備等を通じてバリアフリー化を推進する。

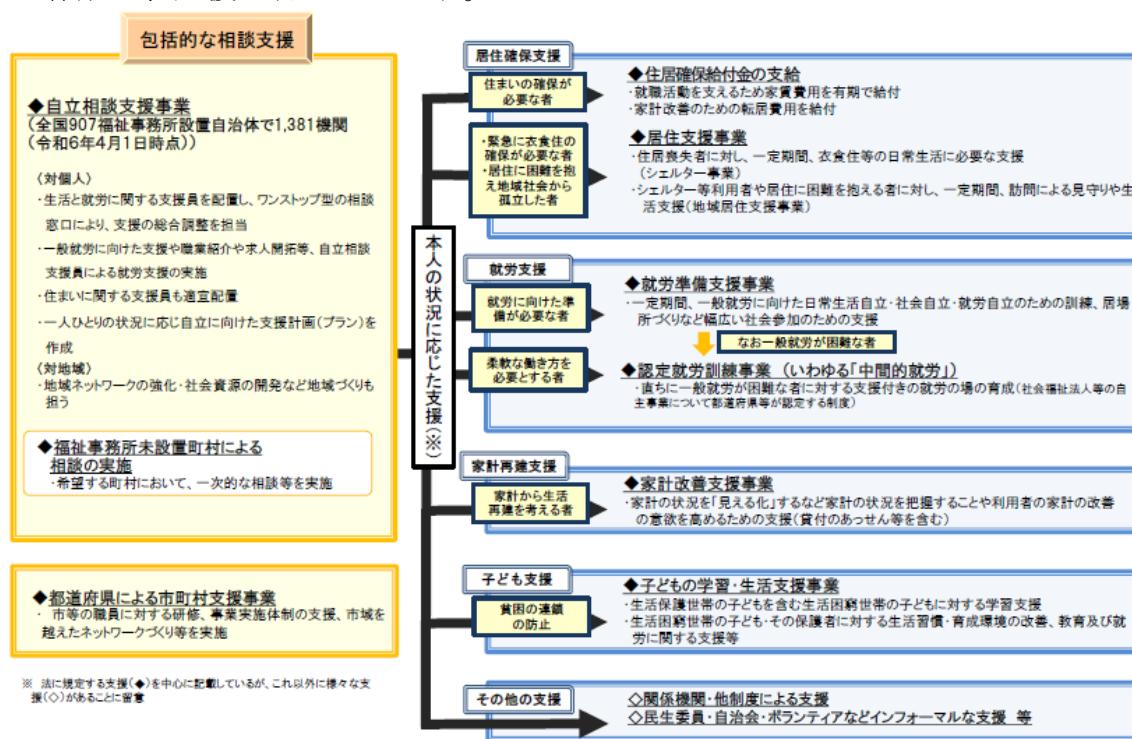
【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者	手話通訳 7 人 要約筆記 12 人 (令和 6 年度)	15 人 (各年度)
盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者	12 人 (令和 6 年度)	15 人 (各年度)

（4）生活困窮者に対する支援

【現状・課題】

- ◇ 高齢者世帯の増加や非正規雇用の拡大などを背景として生活保護受給世帯が増加傾向にある中、平成 27 年 4 月生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者への自立の支援を強化することとされました。
- ◇ 県及び各市において、自立相談支援機関を設置し、積極的なアウトリーチを行うことで、生活困窮者の様々な課題を受け止め、一人ひとりに合った支援プランを作成し、支援を行っています。



（生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 7 年 5 月 14 日第 15 版）より抜粋）

- ◇ 県が所管する町村部においては、自立相談支援事業の新規相談受付及びプラン作成は着実に実施されていますが、就労支援についてはまだ十分な成果に結びついていない状況にあります。
- ◇ 一部の市においては、支援事業の実施に地域差が見られることから、各市において、生活困窮者の現状把握に努め、実施に向けた検討を行う必要があります。
- ◇ フードバンク活動団体については、活動拠点やエリアに偏在があり、また食料の確保や資金不足、活動スタッフの不足など安定的な運営に課題があります。

【施策の方向性】

- ◇ 生活困窮者自立支援制度の認知度を一層向上させ、要支援者本人や家族・民生委員等の支援者から相談支援機関に対し随時ニーズ情報の提供が行われる体制の構築を図ります。また、生活困窮者が生活保護を要する状況に至らないよう早期に支援するとともに、生活保護を含め、その状況に応じた適切な支援につなげていくことを目指します。
- ◇ 関係機関の支援員等が適切な支援を実施できるよう、効果的なアウトリーチの手法や適切な支援の検討・実施など専門的な支援技術の向上を図るための研修会を開催します。
- ◇ 支援事業の実施体制に地域差がある市に対して、地域のニーズに応じた事業実施を働きかけ、県内全域において生活困窮者の状況に応じて適切な支援が行える体制の構築を目指します。
- ◇ 低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことを目的とする生活福祉資金貸付制度について、県社会福祉協議会等と連携し、必要な方が利用できる体制の構築を進めます。
- ◇ フードバンク活動団体に対して安定的な運営及び全県的な活動を展開するための支援を行います。また、フードバンク活動について広く県民や民間事業者に周知を図ることにより、支援の輪を広げ、フードバンク活動団体が自律的に活動を行えるよう促していきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)	生活困窮者の経済的自立や日常生活・社会生活における自立を促進するため、自立相談支援事業を中心、生活困窮者の状況に応じて包括的早期に支援を実施する。 地域特性に応じた必要な任意事業が実施されるよう、市に対して制度周知を図るとともに、新設のための助言を行う。

	効果的なアウトリーチの手法、実効性のある支援の検討実施等、ニーズの発掘から支援策の実施に至る事業全体を効果的に行うために必要となる考え方・視点・アプローチ方法等についての自治体・支援機関職員向けの研修会を開催することで、各支援員が要支援者の発掘・支援をより適切・効果的に実施できるように支援する。
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付制度の実施主体となる県社会福祉協議会に対し、貸付金の原資、相談員の配置に要する費用、債権管理事務費等の補助を行う。
フードバンク活動支援事業 (社会福祉課)	フードバンク活動団体の継続的な活動や新規活動の立ち上げを促進するため、団体への補助を行う。また、フードバンク活動未実施地域等における新規活動や活動拡大に必要な経費を支援し、県内全域の安定的かつ継続的な食料支援体制の確立を図る。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
自立相談支援事業における県内全域での人口 10 万人当たりの新規相談受付件数（仙台市除く）	25 件/月 (令和 6 年度末)	30 件/月 (令和 12 年度末)
任意事業の実施自治体数（県含む、仙台市除く）	就労準備支援事業 10 自治体 家計改善支援事業 12 自治体 居住支援事業 8 自治体 (令和 6 年度末)	全事業とも 全 14 自治体での実施 (令和 12 年度末)
県が実施する家計改善支援事業の相談件数	53 件/年 (令和 6 年度末)	80 件 (令和 12 年度末)
フードバンク活動団体が存在する市町村数	6 市町村 (令和 6 年度末)	12 市町村 (令和 12 年度末)

（5）ひきこもりへの支援

【現状・課題】

- ◇ ひきこもり状態にある方は、本人自ら相談に赴くことが少ないため、ひきこもりの把握は難しく、早期に相談に繋がりにくいというのが現状です。
- ◇ ひきこもり状態にある方には、不登校経験者が多く見られることから、教育との連携が必要です。
- ◇ ひきこもり状態になるきっかけは、退職、人間関係がうまくいかない、不登校、病気など様々であり、本人や家族が置かれている状況や背景も多様であるため、

一人ひとりの状況に応じた支援が求められます。

- ◇ 若年からのひきこもりが中高年まで継続し、経済的に不安定となる問題が切実となっています。
- ◇ ひきこもり支援では、本人や家族の孤立の防止や社会とのつながりの回復などを目指した長期的な支援が求められ、身近な市町村や関係機関と連携した切れ目のない支援体制づくりが重要となります。

【施策の方向性】

- ◇ ひきこもりに関する普及啓発や研修を実施するとともに、市町村における相談支援や居場所支援の充実に向けた支援を行い、ひきこもり状態の方やその家族が早期に支援につながるよう体制を整備します。
- ◇ ひきこもり対策を教育、保健、医療、福祉、就労等の幅広い分野の関係機関で連携して実施するために、府内連絡会議の開催、各圏域における関係機関のネットワーク構築、教育と連携した切れ目のない支援等を進めていきます。
- ◇ ひきこもり状態の方やその家族が身近な市町村で支援を受けられる体制を構築するため、関係機関と連携して地域の支援体制の充実に取り組んでいきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
ひきこもり地域支援センター設置運営事業 (精神保健推進室)	ひきこもり状態の本人やその家族の個別相談、居場所支援、家族会、支援者向け研修、関係機関ネットワーク構築、普及啓発、市町村における体制整備への後方支援を実施する。
保健福祉事務所での専門相談等 (精神保健推進室)	精神科医及び保健福祉士等の相談員による専門相談を実施する。家族会等を開催し、ひきこもり支援に関する理解の普及を図る。
ひきこもり支援連絡会議等 (精神保健推進室)	府内関係部署との連絡会議を実施し、関係機関の連携強化による切れ目のない支援体制を整備する。
児童生徒等心の支援チームによる相談対応 (義務教育課)	教育府内の横断的な組織として設置した「児童生徒等心の支援チーム」の学校支援パートナー等が、保護者、児童生徒、教職員、市町村教育委員会等からの相談に応じる。
学び支援教室支援事業 (義務教育課)	学校に登校していない児童生徒や教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を行う。

(6) 自死対策の推進

【現状・課題】

- ◇ 自殺者数及び自殺死亡率ともに全国的に減少傾向にあり、県においても東日本大震災の影響が懸念される年度間の増減はあるものの、全体的には減少傾向にあります。
- ◇ 自死は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程として捉える必要があります。
- ◇ 自死に追い込まれつつある方は、保健・医療的な支援だけでなく、その背景にある社会・経済的な課題に対する包括的な支援を求めており、地域における関係機関がネットワークを構築し、施策間の連携を図り、総合的に自死に追い込まれつつある方が抱える複雑な問題に対応していくことが重要です。

【施策の方向性】

- ◇ 県における総合的かつ効果的な自死対策の推進を図るため、宮城県自死対策推進会議等の意見を踏まえ策定した「宮城県自死対策計画」に基づき、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けた各主体との連携や各主体の取組を支援します。
- ◇ 宮城県自死対策推進センターや各保健所を通じて、市町村が行う自死対策計画の策定と進捗管理を支援するほか、ハイリスク者の相談や自死遺族に対する支援を行うとともに、広く自死に関する正しい理解の普及に努めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
宮城県自死対策推進センター (愛称: みやぎほっとするセンター) (精神保健推進室)	電話及び面接による相談や、遺族が抱える問題への支援としてシンポジウムを実施する。 関係機関職員の支援力向上のための研修を実施する。
夜間こころの相談窓口 (精神保健推進室)	相談窓口の少ない夜間において、様々なこころの悩みに対して、匿名での相談に応じる。
市町村及び民間団体の自死対策事業に対する補助金の交付 (精神保健推進室)	若年層に特化した自死対策や自死未遂者の再発防止策など、特に必要性の高い自死対策を実施する市町村及び民間団体に対して、補助金を交付する。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
自殺死亡率 (人口 10 万人当たり)	17.1 人 (令和 6 年)	12.1 人 (令和 8 年)

(7) アルコール・薬物等依存症対策

【現状・課題】

- ◇ 平成29年度に国において「依存症対策総合支援事業実施要綱」が定められ、各地域において、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症について、総合的な対策を推進していく必要があります。
- ◇ アルコール関連問題は、正しく理解されず本人の意思や性格に結びつけられてしまう誤解や偏見があり、深刻な状況になるまで相談機関につながらない傾向があることから、県民に広く普及啓発を行う必要があります。
- ◇ 県内のアルコール関連問題の相談件数は大幅に増加しており、支援者には困難事例への対応、節酒指導など早期から重症化を予防する支援技術の向上が求められます。
- ◇ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の専門医療機関や治療プログラムを有する医療機関の数が少なく偏在しています。

【施策の方向性】

- ◇ 保健所や精神保健福祉センターを中心としたアルコール関連問題の相談支援、市町村等の関係機関や自助グループ及び民間団体との連携を進めるとともに、アルコール健康障害の予防からアルコール関連問題に対する適切な相談及び社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。
- ◇ アルコール依存症者の回復及び社会復帰が円滑に進むよう社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について理解を促進するとともに、自助グループ等の民間団体の活動を支援し、連携を推進します。
- ◇ 依存症問題を抱える方や家族等に対し、専門職による個別相談を実施します。また、依存症に係る問題の解決手段として有効とされる家族等を対象とした集団療法（家族教室等）を行います。
- ◇ アルコール関連問題の支援を効果的に推進するため、各分野において知識や技術等の習得を目的とした研修等により、人材育成・確保を図ります。
- ◇ 依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため、専門医療機関及び治療拠点機関の選定や体制整備を進めていきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
アルコール関連問題専門相談等の相談事業 (精神保健推進室)	アルコール関連の問題を抱えた本人や家族、関係者等に対し、専門職による専門相談や電話及び面接による個別相談を実施する。

普及啓発 (精神保健推進室)	出前講座や健康情報誌、イベント等での適正飲酒やアルコール等依存症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。
アルコール等関連問題の支援者を対象とした研修会 (精神保健推進室)	アルコール、その他依存症に関する問題を抱える本人や家族等の支援を行う者に対し、支援技術の向上のための研修を実施する。
依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の指定 (精神保健推進室)	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の治療を専門に行う医療機関の指定及び、その活動のとりまとめを行う拠点機関の指定を行う。
薬物依存集団回復プログラム NICE (精神保健推進室)	テキストを使った学習とリカバリングスタッフを交えたミーティングにより、薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象とした集団回復プログラムを行う。また、共に支えあい依存症からの回復を目指すため、薬物問題を抱える仲間との出会い・交流の機会を提供する。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	男性 17.6% 女性 9.4% (令和4年度)	男性 12.0% 女性 6.0% (令和10年度)
妊娠中に飲酒をしている人の割合	0.5% (令和4年度)	0.0% (令和10年度)

（8）孤独・孤立対策の推進

【現状・課題】

- ◇ 単身世帯の増加や少子高齢化、他者とのつながりの希薄化など、社会環境の変化により、地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化し、誰もが孤独・孤立を感じやすい社会になっています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大は、社会に内在していた孤独・孤立の問題を顕在化・深刻化させる契機となりました。
- ◇ ひきこもり状態の長期化や多重債務、精神的な不調の併発といった複合的な課題を抱え、既存の相談窓口や制度では対応が難しい方や、周囲から孤立し支援を必要としながらも声が出せない「見えざる化」した方々への対応が、喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 宮城県社会福祉協議会と共同で設立した「宮城県地域共生社会推進会議」を「宮城県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」としても位置づけ、関係機関の連携強化、分野横断的な情報共有、普及啓発などを通じて、地域共生社会の実現

に向けた取組と合わせ、孤独・孤立対策に取り組んでいきます。

- ◇ 孤独・孤立の問題を抱える方の相談支援体制を整備するため、市町村における包括的な支援体制の整備に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
地域共生社会形成推進事業 (社会福祉課) 再掲	地域共生社会の実現に向けた市町村の取組を支援するため、市町村訪問による助言やアドバイザー派遣を行うとともに、県社会福祉協議会との連携により宮城県地域共生社会推進会議を通じて、地域づくり等に取り組む市町村社会福祉協議会等の支援を行う。

(9) ヤングケアラーへの支援

【現状・課題】

- ◇ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合も多く、顕在化しづらいという問題があります。

【施策の方向性】

- ◇ 県は、市町村がヤングケアラーを早期に把握できるよう支援するとともに、適切な支援に繋げるため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携体制を構築していきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
ヤングケアラー支援事業 (子ども・家庭支援課)	ヤングケアラーが相談しやすい仕組みの構築に向け、相談支援体制の整備を行うほか、県内におけるヤングケアラーの早期発見体制の構築や対応力向上を目的に、学校や市町村などの関係機関研修を実施します。

地域包括支援センター機能強化 推進事業 (長寿社会政策課)	地域包括支援センターが担う介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)を実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することができるよう、市町村担当職員及び地域包括支援センター職員の知識と技術の向上を図ります。
子ども・若者支援体制強化事業 (共同参画社会推進課)	教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を運営し、年齢や制度による切れ目のない効果的な支援のための関係機関の連携強化を図ります。また、「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」及び「県南圏域子ども・若者総合相談センター」を運営し、困難を抱える子ども・若者の様々な相談に応じます。

(10) 困難な問題を抱える女性への支援

【現状・課題】

- ◇ 県内の女性からの相談は、夫等からの暴力問題(DV)、家庭問題、離婚問題、経済問題等が多いが、相談件数の比較的少ない若年層等は、相談窓口へ繋がることができていない可能性があることから、若年層に対する相談体制の支援を行う必要があります。
- ◇ DVによる女性の一時保護は全体の約7割を占めており、一時保護の約半数は子どもを同伴する家庭であることから、児童虐待の早期確保、DV被害者とその子どもに対する心のケアを含む支援施策の充実を図るとともに、一時保護後の様々な課題に対する自立支援の充実や女性自立支援施設退所後のアフターケアを見据えた中長期的な支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 民間支援団体と連携・協働しながら、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実を図るとともに、自立に向けた支援を行います。
- ◇ 困難な課題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
D V予防啓発 (子ども・家庭支援課)	県民一人ひとりがD Vに関する正しい理解を深めるため、リーフレットの配布や県政だより、S N S等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報・啓発を行います。
夜間・休日D V電話相談 (子ども・家庭支援課)	夜間・休日の電話相談窓口を開設し、D V被害者等からの相談に応じます。
デートD V防止講座の実施 (子ども・家庭支援課、保健体育安全課)	中学・高等学校等において、恋人等親密な間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊重し合える関係を築いていけるよう、専門家によるデートD V防止講座を実施します。
母子生活支援施設への入所 (子ども・家庭支援課)	困難な問題を抱える女性等に対して、母子生活支援施設への入所措置を行うとともに、入所者及び同伴する子どもの心身の健康や安定において必要と判断される場合は、母子生活支援施設による継続的な支援に繋げます。
D V被害者等の自立生活の援助 (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設を退所したD V被害者等の自立を援助するため、電話相談や家庭訪問、同行支援等のアフターケアを実施します。

(11) だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進

【現状・課題】

- ◇ 県では「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障害者、妊産婦等の日常生活に制限を受ける方が自由に移動し、社会のあらゆる活動に参加できる福祉のまちづくりを進めています。
- ◇ また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、市町村は重点整備地区を定め、計画段階から高齢者、障害者等の参加を得て、建築物、旅客施設及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進することとされています。
- ◇ 条例の整備基準に適合した公益的施設（病院や銀行など不特定かつ多数の方が利用する施設）について、施設所有者の方などの申請に基づき適合証を交付していますが、交付件数が伸び悩みの状況にあり、改めて制度の周知を強力に進め、施設設置者の協力を得て整備基準に適合した施設設置の推進に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 全国的に広がりを見せる「パーキング・パーミット制度」について、県においても平成30年9月から「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」として運用を開始しています。また、同年12月から「ヘルプマーク」の配布や普及啓発の取組を

開始しています。これら制度のさらなる充実に向けて、普及・啓発に加え、適正な利用についても継続的に働きかけ、取組を推進していきます。

【施策の方向性】

- ◇ 子どもの頃から、バリアフリーへの理解を深めるため、引き続き小学校に福祉のまちづくり読本を配布するとともに、学校における活用状況等の把握に努めます。
- ◇ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の趣旨や制度に関して、ホームページやチラシ、パンフレット等による情報発信を強化して一層の周知を図り、施設所有者の協力を促します。
- ◇ 障害者など、バリアフリーの設備を必要な人が安心して利用できるよう、適合証の交付施設をホームページ等で発信します。また、内部障害等の外見からは分かりにくい困難を抱える人が安心してヘルプマークを利用できるよう、その目的や対象者、配布窓口をホームページ等で発信します。
- ◇ 平成30年9月から運用を開始している「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」について、ホームページや県政だよりなどの媒体を活用することで周知の強化を図り、利用証の発行枚数及び公共施設や商業施設等の管理者の協力のもと障害者等駐車対象区画の増加に努めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
「福祉のまちづくり読本」の配布 (社会福祉課)	小学校高学年向けの学習資材として「福祉のまちづくり読本」を作成し、小学校に配布。 だれもが住みよい福祉のまちづくりについて、啓発を行う。
ゆずりあい駐車場利用制度推進事業 (社会福祉課)	制度の周知・普及啓発に注力し、協力施設等の拡大を図る。
ヘルプマーク普及事業 (障害福祉課)	内部障害等の外見では障害があると分かりにくい人への配慮を促すヘルプマークの普及等を行う。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
福祉のまちづくり読本を配布した小学校の割合 (読本配布先／県内全小学校)	100% (令和6年度)	100% (各年度)
「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」適合証交付件数	379 件 (令和6年度末)	465 件 (令和12年度末)
ゆずりあい駐車場協力施設における駐車区画登録数	1,829 区画 (令和6年度末)	2,150 区画 (令和12年度末)

(12) 権利擁護体制の整備

【現状・課題】

- ◇ 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方々が地域で安心して生活できるよう、また、差別や虐待など様々な場面で権利侵害を受けやすい障害者、高齢者、子どもなどを擁護するため、本人の意思決定の視点を踏まえた権利擁護のためのシステム整備と体制強化が必要です。
- ◇ 県では県社会福祉協議会等と連携し、権利擁護に係る関係機関とネットワークを形成し、「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」を通じて日常生活の自立支援を行っています。同センターでは、福祉サービス利用に関する相談や支援、日常的な金銭管理や財産保全のためのサービスを提供していますが、相談件数の増加に伴い、実施体制の強化・充実が求められています。
- ◇ 平成12年に創設された成年後見制度は、自己決定権の尊重等を基本理念としており、判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段です。
- ◇ 国では、令和4年に「第二期成年後見制度利用促進計画」を閣議決定し、各市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画策定や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関設置などの体制整備を行うことされました。
- ◇ 令和7年6月1日現在、市町村計画を策定した市町村数は29、中核となる機関を設置した市町村数は21に留まっているため、市町村への制度内容及び体制整備の必要性の周知を図るとともに、司法・福祉の専門職の人材不足といった課題を抱える市町村に対して支援をしていく必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を通じて日常生活の自立支援を行うとともに、生活全般にわたる多様な支援につなげていきます。
- ◇ また、まもりーぶにおける利用者・待機者の増加に対応するため、成年後見制度の活用を図るとともに、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携を強化するため権利擁護セミナーを開催するなど、県における権利擁護体制の強化・充実に努めます。
- ◇ 誰もが地域で自分らしい生活を送れるよう、司法・福祉の専門職の視点も含めて適切に権利擁護支援が検討・実施されるための、市町村における計画策定や、地域連携ネットワークの中核となる機関の整備づくりを支援します。
- ◇ 権利擁護支援の必要な人を発見し、支援する体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築ができるよう、社

会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など、権利擁護に係る関係機関との連携を強化し、市町村への司法・福祉の専門職派遣や研修を実施するなど、市町村を広域的に支援します。

- ◇ 各分野に対応する相談窓口を設置し、支援を必要とする障害者や高齢者、子どもなどが気軽に相談し、必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。
- ◇ 各種啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図ることで、障害がある人もない人も、お互いの違いを認め合い、障害者等に対する差別や偏見、不当な扱いが無くなるよう働きかけます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
日常生活自立支援事業（愛称：まもりーぶ） (社会福祉課)	認知症高齢者や知的・精神障害者等で判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を通じて、安心して地域生活を送ることができるための支援を行う。
宮城県障害者権利擁護センター (障害福祉課)	障害者虐待に関する通報等に対応するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、障害者及び養護者の支援等を行う。
高齢者虐待相談機能強化事業 (長寿社会政策課)	市町村や地域包括支援センターが行う虐待対応を支援するため、専門的知識を有し権利擁護活動を実施している団体に委託し、個別の虐待案件に対する対応の仕方や権利擁護に関する市町村等からの相談に応じるほか、困難事例等に協働して対応する。
児童虐待防止強化事業 (子ども・家庭支援課)	児童虐待等に迅速に対応できるように、児童相談所の体制強化・市町村など関係機関との連携体制の強化等を行い児童の福祉の向上を図る。
人権教育指導者養成事業 (生涯学習課)	教育関係者、社会福祉関係者、医療関係者等を対象に、人権に関する研修等を実施し、人権への理解啓発を図るとともに、指導的な立場にある方の資質向上を図る。
市町村人権啓発活動 (社会福祉課)	人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、研修会や講演会、花の植栽、啓発物資の配布など、各種啓発活動を行う。

（13）犯罪や非行のない地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 県における刑法犯認知件数は、平成13年の49,887件をピークに年々減少傾向にあり、令和6年は11,385件と、ピーク時の約4分の1まで減少しました。
- ◇ 一方で、県における刑法犯及び特別法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者

率) は 50% 台で推移しており、「再犯の防止」は地域の安全にとって重要な課題となっています。

◇ また、犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなどにより、円滑な社会復帰に向けた支援を必要とするにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、犯罪を繰り返している人が少なからず存在しています。

【施策の方向性】

◇ 令和 7 年 3 月に策定した「第二次宮城県再犯防止推進計画」に基づき、計画の中で掲げた 6 つの重点課題 (①地域における包摂的な支援、②就労の確保に関する支援、③住居の確保に関する支援、④福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援、⑤犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援、⑥非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援) に取り組みます。

◇ 重点課題のひとつである、地域における包摂的な支援を効果的に進めるため、市町村の再犯防止推進計画の策定や事業実施に向けた取組を支援します。

◇ 「第二次宮城県再犯防止推進計画」の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に評価を行います。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇ 福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や被疑者、被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者の地域生活を支援するため、「地域生活定着支援センター」を運営します。

◇ 様々な生きづらさを抱えた人々がいることを広く県民に理解し、関心をもってもらうために、社会を明るくする運動への参画や啓発活動を展開します。また、こうした人々を地域の一員として受け入れることが再犯の防止につながることを積極的に発信します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
保護観察対象少年に対する職業定着支援 (社会福祉課)	保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、就職・職への定着・更生を支援する。
薬物問題相談及び薬物乱用防止事業 (薬務課)	各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受け付ける。
薬物依存集団回復プログラム NICE (精神保健推進室)	テキストを使った学習とリカバリングスタッフを交えたミーティングにより、薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象とした集団回復プログラムを行う。また、共に支えあい依存症からの回復を目指すため、薬物問題を抱える仲間との出会い・交流の機会を提供する。

ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業 (県警県民安全対策課)	加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進する。
教育相談充実事業 (義務教育課)	いじめ、暴力行為等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談・支援体制の整備充実を図るため、小・中学校にスクールカウンセラーを派遣・配置する。
市町村再犯防止推進計画策定の促進 (社会福祉課)	県内市町村に向けて、地方再犯防止推進計画の策定を働きかけるとともに、策定のための勉強会やセミナー、情報提供等を行う。
矯正施設見学等を通じた市町村再犯防止推進担当者の理解促進 (社会福祉課)	県内市町村の再犯防止推進担当者等に向けた矯正施設等の見学会を企画・開催し、再犯防止や更生保護に対する理解や意識の醸成に努める。
矯正展開催やホームページ等を通じた再犯防止推進活動の啓発 (社会福祉課)	矯正展を府内等で開催し、県民が再犯防止の取組に直接触れる機会を設けるとともに、県のホームページをはじめとするデジタル媒体、県政だより等を活用した広報活動を展開し、再犯防止に向けた本県の取組のほか、民間団体やNPO法人の取組等を紹介するなど、広く啓発に努める。
地域生活定着支援センター運営事業 (社会福祉課)	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出身予定者及び出身者や被疑者、被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。
社会を明るくする運動等 (社会福祉課)	犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとするための運動である「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止の取組への県民の普及啓発及び機運の醸成を図るとともに、担い手不足が課題となっている保護司の活動について積極的な啓発を行う。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
再犯者数	1,387人 (令和6年)	1,200人以下 (令和12年)
地方再犯防止推進計画策定市町村数	17市町 (令和6年度末)	30市町村 (令和12年度末)

（14）住宅確保要配慮者への支援

【現状・課題】

- ◇ 住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子育て世帯

など住宅確保に特に配慮が必要な者)は、今後更に増加すると考えられ、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ◇ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として居住支援法人を指定します。
- ◇ 居住支援に関する多様なニーズに対応するため、福祉部局と住宅部局が連携し、支援体制の充実に取り組んでいきます。

【主な取組】

事業・取組(担当課)	内 容
民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実 (社会福祉課)(住宅課)	低額所得者、高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、入居を拒まない民間賃貸住宅や居住支援法人等が大家と連携し、日常の安否確認、訪問等による見守り、生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の登録の他、居住支援法人による入居支援等による住宅セーフティネットの充実を図る。

3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり

(1) 福祉教育・啓発の推進

【現状・課題】

- ◇ 地域の中には、子どもや高齢者、障害者など、何らかの支えを必要とする人々が生活しており、地域全体で共に支え合う福祉への理解や関心を各世代を通じて高めていく必要があります。
- ◇ 小・中・高校生、大学生、地域住民など幅広い世代に対して、福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、様々な教育活動や地域活動に福祉教育を連携させていくことが重要となります。
- ◇ 障害者との交流機会を増やし、障害者が工夫をしながら、できないことについては必要な支援を受け、また、周囲の環境改善により、障害が無い人と同じように地域で生活していることを、交流経験を通じて理解することが必要です。また、バリアフリーミヤギ推進ネットや福祉施設との協力により、キャップハンディ体験（ハンディキャップという言葉の前後を入れ替え、障害者の立場で考えようという取組）等のイベントに加え事前事後の研修等を行うことで障害者の立場になって考える力を養い、障害者等への正しい理解を深めることが重要です。
- ◇ 障害者や高齢者等への理解を深めるため、「福祉のまちづくり読本」を主に小学校高学年を対象に配布し、授業などで活用されています。
- ◇ だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進し、在宅福祉活動や小地域福祉活動に反映させるよう、ノーマライゼーションの具現化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 福祉教育の活性化を図るため、県社会福祉協議会と共に、市町村社会福祉協議会や学校関係者を対象とした福祉教育に関する研修会等を開催するほか、住民との協働により福祉教育を行う市町村社会福祉協議会の取組を支援するとともに、市町村や学校への働きかけ、情報提供を行ってまいります。
- ◇ 子どもの頃から、バリアフリーへの理解を深めるため、引き続き小学校に福祉のまちづくり読本を配布するとともに、学校における活用状況等について把握に努めます。
- ◇ 福祉と教育を通じて、子どもと地域住民が日常的に関わることのできる場をつくり、様々な活動を通じて子どもと大人が共に学び合い、自分が生まれ育った地域に根付いた「福祉のまちづくり」の取組を推進します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
みやぎボランティア総合センター補助事業 (社会福祉課) 再掲	みやぎボランティア総合センターが実施するボランティア関連人材の育成やボランティア情報の発信などの事業に対して財政支援を行い、ボランティア活動の活性化を図る。
「福祉のまちづくり読本」の配布 (社会福祉課) 再掲	小学校高学年向けの学習資材として「福祉のまちづくり読本」を作成し、小学校に配布。 だれもが住みよい福祉のまちづくりについて、啓発を行う。

【目標指標】

項目	現 況	目標（達成時期）
福祉のまちづくり読本を配布した小学校の割合 (読本配布先／県内全小学校)	100% (令和6年度)	100% (各年度)

(2) 福祉従事者の人材育成・確保

【現状・課題】

- ◇ 福祉・介護サービスの多様化・高度化に伴い、社会福祉事業に従事する人材の確保や資質向上を図るため、福祉人材の養成研修や知識・技術向上のための研修、キャリアパスの仕組みを整備することが重要となります。
- ◇ 急速な高齢化が進む中、介護職員の大幅な不足が予想されており、将来を見据えた介護人材を早急に確保していく必要があります。
- ◇ 社会福祉事業への関心を高め、福祉の仕事に目を向けてもらうためには、積極的に普及啓発活動に取り組む必要があります。
- ◇ 地域の福祉ニーズにきめ細やかに対応するためには、地区社会福祉協議会や小地域においてコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材を育成することが求められています。
- ◇ 民生委員・児童委員は、担当地区で住民の生活状況の把握や福祉サービスの情報提供、相談援助を通じて、地域と行政などの関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。一方で、地域課題の複雑化・多様化や高齢者世帯の増加に伴い、期待される活動が増大し、委員の負担感が増していることなどにより、担い手不足が課題となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 福祉施設・事業所等の福祉サービスの担い手が、期待される役割の自覚と役割

の遂行に必要な能力を習得するため、県社会福祉協議会と連携しながら、階層別研修を実施します。

- ◇ 介護人材については、今後、大幅な不足が見込まれることから、一層の対策が急務とされており、外国人介護人材の確保やICT機器導入による介護現場の負担軽減、将来の介護職員のなり手である若年層を対象とした介護のイメージアップなど、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を一層推進していきます。
- ◇ また、福祉人材センターでは、社会福祉事業に従事しようとする方に対し、無料職業紹介や啓発・広報を通じた就労支援を実施し、人材確保を図ります。
- ◇ 地域課題の把握と地域全体で地域課題を共有化するための話し合いの場の設定や制度の狭間にある課題を解決するための地域資源の開発、地域で活動する団体、各種関係機関とのネットワークの構築など地域福祉のコーディネーターの役割を担うため、県内各地においてコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・配置が図られるよう、その養成にも積極的に取り組んでいきます。
- ◇ 若年層が福祉に対し興味を示し、福祉分野が進路選択の一つとなるよう、県社会福祉協議会と連携し、大学生等を対象とした職場説明会や中高生を対象とした福祉の職場体験などの実施を促進します。
- ◇ 民生委員・児童委員の活動に対して支援を行うとともに、民生委員制度や活動内容の県民幅広い世代への周知・理解を図りながら、活動しやすい環境整備に努めます。また、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員・児童委員を対象とした研修を実施します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
福祉人材センター運営事業 (社会福祉課)	福祉・介護人材の安定的な確保のため、就職面談会・研修会・広報啓発活動や就職面談会など、介護、障害者関係施設や保育所等への就労支援を行う。
社会福祉従事者研修の実施 (社会福祉課)	福祉従事者の人材育成のため、社会福祉施設関係者や介護職員、保育士及び民生委員等それに応じた専門性の高い研修を実施する。
介護人材確保推進事業 (長寿社会政策課)	介護関係団体により構成されている宮城県介護人材確保協議会と連携し、介護人材の安定的確保に向けた体制整備、社会的認知の確立や中高生の理解促進を図る。介護事業所における就業環境改善を推進する。
コミュニティソーシャルワーク研修 (社会福祉課) 再掲	地域や住民のニーズに対応し、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。

民生委員協議会運営費補助事業 (社会福祉課)	民生委員・児童委員の活動や民生委員児童委員協議会の取組に対して支援を行うと共に、民生委員等の活動の普及・啓発、民生委員等に対する研修等を行う。
---------------------------	---

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
福祉人材センター職業紹介による採用者数	178人 (令和6年度)	220人 (各年度)
介護職員数	33,999人 (令和6年10月1日)	38,935人 (令和12年度)
コミュニティソーシャルワークに関する研修受講者数 再掲	43人 (令和6年度)	70人 (各年度)

（3）ボランティアの育成

【現状・課題】

- ◇ 地域福祉を推進していくためには、行政施策だけでは不十分な面があり、地域住民がボランティアとして福祉活動に参加することが重要です。
- ◇ 東日本大震災後、NPOやボランティア等は、いち早く被災地支援を開始し、現在も被災地の復興や被災者の支援、コミュニティの再構築等の活動が行われています。
- ◇ 地域では、ボランティアの支援を受け入れるための、「受援力」を整えることが必要です。
- ◇ 市町村社会福祉協議会やみやぎNPOプラザでは、ホームページ等を活用して、ボランティア募集情報の提供や地域の資源、ニーズのマッチングに取り組んでいます。
- ◇ 高齢者の生きがいと健康づくりや地域活動の核となる人材養成に取り組んでいる「宮城いきいき学園」への支援を行っています。
- ◇ 県内では、69（仙台市を除く）のジュニア・リーダーサークルが活動しています。

【施策の方向性】

- ◇ 東日本大震災以降、ボランティアの活動・支援が復旧・復興の重要な社会資源として重要性が認識されたことから、今後も活動を広げていくとともに、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めています。
- ◇ 東日本大震災後のNPOやボランティア等による被災地・被災者支援、コミュ

ニティ再構築等の取組を通じて、県民のボランティアやNPO活動に対する関心が高まっていることから、県としては、みやぎボランティア総合センターと連携し、ボランティア活動の場の紹介や情報交換の機会を設定するとともに、ボランティアコーディネーター等の育成に努めます。

- ◇ 今後、「受援力」を高めるための仕組みづくりやその環境づくりを進めるとともに、関係機関相互の連携・協力体制の強化を推進します。
- ◇ みやぎボランティア総合センターと連携し、市町村社会福祉協議会等に対してボランティア活動に係る住民のニーズ把握や課題解決に向けた活動及び情報の発信に一層取り組むよう働きかけます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
みやぎボランティア総合センター補助事業 (社会福祉課) 再掲	みやぎボランティア総合センターが実施するボランティア関連人材の育成やボランティア情報の発信などの事業に対して財政支援を行う。
みやぎシニアカレッジ運営事業 (長寿社会政策課)	高齢者の生きがいと健康づくりや地域活動の核となる人材を養成する「宮城いきいき学園」への運営を補助する。
少年団体指導者研修事業 (生涯学習課) 再掲	子ども会活動の支援や地域活動を行うジュニア・リーダー育成のため、「ジュニア・リーダー中級研修会」及び「ジュニア・リーダー上級研修会」等を実施する。 また、「市町村青少年教育関係職員研修会」をとおして、育成者に対する研修会を実施する。

【目標指標】

項目	現 況	目標（達成時期）
ボランティアセンター関連研修受講者数（各年度2回実施予定）	21人 (令和6年度1回当たり)	50人 (各年度1回当たり)

（4）NPO等の活動促進

【現状・課題】

- ◇ NPOは、自らの理念に基づいて活動する「自発性」、新しい社会的課題や少數者のニーズ等にいち早く気づき、独自の視点から取り組む「先駆性」、既存の枠組みにとらわれず、すばやく意思決定、行動のできる「機動性」など優れた特質を有しています。
- ◇ NPO活動は、社会全体に広がりを見せており、福祉の分野においても様々な活動が展開されています。令和7年3月31日現在の県内のNPO法人の設立認

証数は 778 であり、「保健・医療・福祉の増進」に係る活動を行っている法人が 502 (64%)、「子どもの健全育成」に係る活動を行っている法人が 435 (55%) となっています。

- ◇ NPOは、公の施設の指定管理者制度や業務委託などを通じて、行政の主要なパートナーとなってきており、本県の福祉行政においても、児童養護施設等退所者の自立支援、子どもの貧困対策、DV対策支援、障害者支援、障害児等療育支援、生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、被災者支援など、幅広い分野において重要な役割を担っています。
- ◇ 物の豊かさよりも、生きがいや自己実現など心の豊かさ、社会貢献に対する関心が高まっている中、多様な世代がNPO活動に参加し、NPOと多様な主体が連携・協働することにより、新たな人と人とのつながりが生まれ、あらゆる人が生きがいを持って活躍することのできる地域社会が形成されるとともに、地域全体としての課題解決力の強化やコミュニティの再構築が図られることが期待されます。
- ◇ 一方、NPOが事業活動を展開する上で解決すべき課題として、資金の不足のほか、人材不足やスタッフの世代交代が進まないなど、活動の担い手となる人材不足等が挙げられています。

【施策の方向性】

- ◇ NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促すため、ICT等を活用した情報発信を行うとともに、様々な世代の人々との幅広い交流を促進します。
- ◇ NPOが継続的に運営され、発展的に活動していくために、NPOの運営基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を促進する体制を整備します。
- ◇ 地域の様々な課題を解決するためには、多様な主体との連携により補完しながら取り組むことが重要であるため、多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ) の運営 (共同参画社会推進課)	NPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点である「宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ)」を核として、市町村や中間支援組織等と連携し、各種研修のほか、交流、啓発、相談、情報提供、活動場所の提供等の事業を実施し、活動の支援と運営基盤の強化を図る。

NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化 (共同参画社会推進課)	県内各地域のNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象とした研修を実施し、スタッフの資質向上を図り、NPOの運営に係る相談への対応力や、多様な主体との協働のコーディネート機能の強化を図る。
-------------------------------------	---

4 福祉サービスの質の向上

(1) 苦情解決制度の充実

【現状・課題】

- ◇ 福祉サービス事業者は、社会福祉法第82条に基づき、常に利用者等からの苦情に適切に対応し、その解決に努めることが義務付けられています。
- ◇ 利用者が自身に合ったサービスを安心して選択し、利用者の立場に立った福祉サービス制度の運用を図るために、苦情解決制度の充実が不可欠です。
- ◇ 社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられており、活動の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。
- ◇ 福祉サービスに関する苦情は、原則としてサービス提供事業者と利用者間で解決が図られるが、当事者間での解決が困難な事例に対応するための体制が求められます。

【施策の方向性】

- ◇ 事業者に対し、利用者の立場に立ったサービスの提供と苦情処理体制の整備を促します。
- ◇ 利用者の苦情に迅速・的確に対応できるよう、県福祉サービス運営適正化委員会を設置し、当事者間での解決が困難な事例に対応するための体制整備支援及び事業内容の周知を図ります。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会 (社会福祉課)	県福祉サービス運営適正化委員会の運営を支援するとともに、同委員会の事業内容や苦情解決制度について周知する。

(2) 福祉サービスの評価と利用者への情報提供の充実

【現状・課題】

- ◇ 県では、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者のサービス選択に資する情報提供の充実を図るため、福祉サービス第三者評価を実施しています。
- ◇ 第三者評価の受審は、施設の課題の把握や改善に役立つとともに、施設利用者等からの信頼向上にもつながります。

- ◇ 第三者評価の結果の公表は、利用者がより質の高いサービスを選択する際に有効な情報となっています。
- ◇ まだ受審していない施設も多いため、施設の設置者である社会福祉法人等へのPRや、県民へ制度の周知を図るなど、受審を促す取組が必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 福祉サービス事業者に対し、受審するメリット等、制度の周知や啓発を行い、積極的に第三者評価を受審するよう働きかけていきます。
- ◇ 第三者評価の受審を通じ、施設の課題改善に向けた効果的かつ具体的な目標設定や職員の自覚と改善意欲などを促し、福祉サービスの質の向上につなげます。
- ◇ 多様化する福祉サービス事業者の評価への対応や、第三者評価の受審が円滑に行われるよう、第三者評価機関の育成に努めます。
- ◇ 第三者評価の結果をホームページ等で公表することで、利用者が必要なサービスを選択しやすい環境を整えます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
福祉サービス第三者評価推進事業 (社会福祉課)	改定や評価機関の認証等を行うとともに、県政だよりの掲載等、事業者やサービスの利用者に向け制度の普及啓発を行う。 ホームページ等により、受審結果を周知する。
福祉サービス第三者評価者研修（養成研修・継続研修） (社会福祉課)	第三者評価機関の認証を取得することが見込まれる法人の評価調査者を対象にした研修及び認証取得後の継続研修を実施し、必要な専門知識と技術の習得・向上を図る。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
福祉サービス第三者評価受審件数（累計）	237 件 (令和 6 年度末)	383 件 (令和 12 年度末)

（3）小規模な社会福祉法人への支援等

【現状・課題】

- ◇ 平成 28 年度の社会福祉法改正では社会福祉法人（以下、「法人」という。）の公益性・非営利性を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、法人としての地域社会への貢献がさらに求められることとなりました。

- ◇ 法人の規模にかかわらず、地域の中で顕在化している福祉ニーズに対応するため、地域における公益的な取組の実施が求められていますが、小規模な法人においては経営基盤や職員体制の脆弱性などから、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても単独では実施することが困難な状況にあります。
- ◇ 福祉人材の確保が困難になる中で、地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させるために、法人の公益性・非営利性を踏まえ、小規模な法人においても地域への積極的な福祉サービスの提供が求められています。
- ◇ 単独で地域貢献の取組を実施することが難しい小規模な法人において円滑な取組を推進できるような環境整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 小規模な法人を含め、地域のさまざまな福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組の促進が図られるよう「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を引き続き実施し、その環境整備を図ります。
- ◇ また、人口構造の変化や福祉ニーズの複雑化・多様化が進む中で、良質かつ適切な福祉サービスの提供や法人の経営基盤を強化するための連携・協働化の選択肢を増やすため、法人を中心とした「社会福祉連携推進法人」制度が適切に運用されるよう助言を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (社会福祉課)	<p>小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、以下の地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的な支援体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人間連携プラットフォームの設置 ②複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ ③福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進 ④参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 ⑤その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

【目標指標】

項 目	現 况	目標（達成時期）
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施団体数	3団体 (令和6年度末)	延べ15団体 (令和12年度末)

5 災害に備えた福祉の支援体制づくり

(1) 災害時要配慮者支援体制の整備

【現状・課題】

- ◇ 災害発生時に高齢者、障害者など要配慮者の安全、安心を確保するためには、適切かつ円滑な避難支援体制を構築する必要があります。
- ◇ 災害発生時に要配慮者に対する支援、とりわけ災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援については、市町村において全体計画を定め、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の個別計画を策定し、災害発生時における避難行動支援や避難所における支援等の対策を組織的に進めていく必要があります。
- ◇ 市町村が行う避難行動要支援者に対する支援対策のあり方については、県の考え方をまとめた「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（令和6年3月改訂）」に基づき、市町村と連携してより実行性のある支援体制の整備を進めていますが、市町村によって個別計画の策定など支援対策の進捗状況に差が生じているため、市町村の状況を確認するとともに、県内各地で施策の展開を図っていく必要があります。
- ◇ 地域の要配慮者が安心して生活できるよう、普段から避難行動要支援者に関する情報の把握や情報伝達、避難誘導等の体制整備を進める必要があります。
- ◇ 災害発時における円滑な避難を実施するため、避難確保計画の作成等が義務付けられている要配慮者利用施設について、作成状況に差が生じていることから、取組の促進を図る必要があります。
- ◇ 災害発時に行政と福祉団体が連携し、避難所などにおいて高齢者や障害者等に対する福祉的な支援が行えるよう、平時からの連携体制を構築する必要があります。
- ◇ 大規模災害発時には、市町村からの派遣要請により避難所や福祉避難所において高齢者や障害者などに福祉的な支援を行う宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）を編成します。令和6年度末現在で、65の法人・施設と協定を締結していますが、今後の大規模災害発時に対応できるよう、より多くの法人・施設と協定を締結し、派遣に係る体制整備をしていく必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 災害発生時に避難行動要支援者等に対して適切かつ円滑な支援が行われるよ

う、出前講座等により市町村や関係団体に対して「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」に基づく支援の仕組みや他自治体の先進事例等の周知を図ります。

- ◇ 市町村の個別計画の作成について、市町村の防災部局と福祉部局の関係部署のほか、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等との連携による取組の促進を図ります。また、定期的な調査を行って状況を把握し、適切な指導助言を行います。
- ◇ 避難所に避難した要配慮者が、避難所での生活に支障をきたす場合に必要な支援を受けるための特別な配慮がなされた福祉避難所の指定について、市町村の積極的な取組を支援します。
- ◇ 避難確保計画の作成等について、状況に応じ、市町村への支援を行うとともに、社会福祉施設への指導監査等を通じて、取組の促進を図ります。
- ◇ 平成29年度に設立した宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を通じて、災害発生時における要支援者の広域支援のあり方、宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県D W A T）の派遣や普及啓発について検討します。また、チーム構成員への研修を実施し、派遣体制の充実・強化を図ります。
- ◇ 災害発生時に迅速で円滑な支援を行うため、災害派遣医療チーム（D M A T）や保健師等チーム、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等との連携について検討します。
- ◇ 中長期的な支援として、被災者の自立・再建プロセスを支援する災害ケースマネジメントの体制整備に向け、県、市町村の防災や福祉部局、地域の様々な関係機関・団体を対象とした研修などを実施し、取組への理解促進や支援スキルの習得など支援者の資質向上を図ります。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
避難行動要支援者等支援事業 (保健福祉総務課)	災害発生時に要支援者が安全・確実に避難できる体制を確保するため、「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」の周知、啓発を通じて、市町村の取組を支援する。
災害福祉広域支援ネットワーク運営事業 (社会福祉課)	災害発生時における要支援者の広域的な支援体制のあり方や避難所等における宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県D W A T）の派遣体制の充実・強化を図る。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
個別避難計画策定済市町村数	34 市町村 (令和 7 年 4 月 1 日)	35 市町村 (令和 12 年度末)
宮城県災害派遣福祉チーム (宮城県DWAT) の協定締結数	65 法人・施設 (令和 6 年度末)	100 法人・施設 (令和 12 年度末)

(2) 災害ボランティアの受入れ体制の整備**【現状・課題】**

- ◇ 大規模災害発生時は、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない被災者ニーズが数多く発生します。そのため、被災者個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことのできる災害ボランティアは、被災者の生活再建に重要な役割を担っています。
- ◇ 東日本大震災以降、被災地に設置された災害ボランティアセンター等を通じて全国各地及び海外から多くの災害ボランティアの支援を頂きました。東日本大震災の経験を踏まえながら、今後の災害に備えて、災害ボランティアセンター運営スタッフの人才培养やノウハウの継承を進める必要があります。
- ◇ 東日本大震災や令和元年東日本台風では、災害ボランティアセンターの設置主体である市町村社会福祉協議会が被災し、災害ボランティアの受け入れに混乱が見られました。また、市町村社会福祉協議会の中には、通常業務に災害対応業務が重なったことで人手不足に陥った団体もあり、災害ボランティアセンターの機能及び関係機関との連携体制の強化を図り、さらに充実させていく必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営が関係機関の協力のもと円滑に行われるよう、平常時から関係機関相互の連携・協力体制の強化を推進します。
- ◇ ボランティアの受け入れや被災者ニーズとのマッチングが円滑に進むよう、研修を通じて、ボランティアコーディネーターの養成や防災意識の向上を図ります。
- ◇ ボランティアの方々の支援活動を被災地の復旧・復興に効果的に活かしていくためには、市町村災害ボランティアセンター等において、様々なボランティア支援を受け入れるための、「受援力」を高めることが必要です。各地域におけるボランティア受け入れの仕組みづくりや受け入れる環境づくりを推進します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
災害ボランティア受入体制整備事業 (社会福祉課)	大規模災害の発生等に備え、災害ボランティアの受け入れ体制の整備やボランティアセンタースタッフの養成研修等を行い、災害ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
災害ボランティアセンター関連研修受講者数	1,115 人 (令和3年度から令和6年度の累計)	1,750 人 (令和8年度から令和12年度の累計)

第5章 市町村地域福祉計画の支援

1 市町村地域福祉計画の概要

(1) 市町村地域福祉計画の現状と課題

- ◇ 平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされたほか、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられました。
- ◇ 令和7年4月1日現在、地域福祉計画を策定済の市町村は、30市町となっています。
- ◇ 厚生労働省の策定状況の調査によると、未策定の市町村は「計画策定に係る人材やノウハウの不足」などを策定していない主な理由としてあげています。

県内市町村地域福祉計画策定状況(令和7年4月1日現在)

	策定済み	未策定	全体
市	14	0	14
町村	16	5	21
計	30	5	35

(2) 市町村地域福祉計画の意義

- ◇ 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力し合うことにより、地域福祉推進の目的である「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるようになる」ため、地域福祉計画を策定することとなります。
- ◇ 地域福祉計画は、市町村の総合計画や基本構想を踏まえた上で、市町村における福祉の在り方や方向性を示す基本となる計画であり、福祉分野の個別計画や個別施策に共通する基本理念や基本目標、方向性を明らかにするものです。
- ◇ 公的な社会保障の規模は質・量ともに大きくなっていますが、一方で制度の狭間にあらゆる様々な問題も顕在化しています。これらの課題を解決するためには、住民参加を中心とした地域福祉活動が非常に重要な役割を果たすことになり、それを明確にするためにも市町村単位で問題の把握、解決方策など、住民参加による計画策定が必要となります。

- ◇ 行政と地域住民、民間福祉団体やN P O等の多様な関係者とのパートナーシップにより、協働で地域の要支援者の生活を支えるという方向を示すことになります。
- ◇ 策定に当たっては、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

(3) 市町村地域福祉計画の役割

- ◇ 地域福祉計画を策定することにより、市町村が住民ニーズや地域の現状を踏まえた住民主体の福祉施策を計画的・総合的に構築することができます。
- ◇ 策定過程において地域住民や民間団体等と合意形成することで、パートナーシップによる地域づくりを行い、保健・医療・福祉をはじめ住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進することになります。
- ◇ 地域福祉計画は、その策定過程において、住民の意見を十分に反映させていく必要がありますが、計画をつくる過程は、地域の生活課題の発見や協働による取組の契機ともなることから、そのものが地域福祉活動であると言えます。
- ◇ 平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が市町村の努力義務とされました。また、令和2年6月の社会福祉法の改正では、市町村において、既存の相談支援等を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されたことから、地域福祉計画策定のプロセスも活用しながら、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の創意工夫により具現化し、展開していくことが期待されます。
- ◇ 策定過程において、住民の当事者意識の向上や、関係機関との連携、職員のスキルアップが図られることが期待されます。

(4) 地域共生社会の実現に向けて

- ◇ 少子高齢化や地方の過疎化、世帯規模の縮小などの傾向を強めているほか、人と人とのつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境が変化ってきており、地域における支え合い機能の低下も憂慮されます。
- ◇ また、ダブルケアや8050問題、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、若年から中高年までの幅広い世代にわたるひきこもり、生活困窮など、複数の要因が絡まり複雑化した問題も顕在化しております。
- ◇ このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割

り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指す必要があります。

◇ 市町村においては、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう地域福祉計画に盛り込み推進していくことが重要です。

2 県の支援施策と計画策定市町村数目標

(1) 県の支援施策

①計画策定の支援

◇ これから地域福祉計画を策定する市町村の要請に応じて、それぞれの地域特性を活かした計画の策定と地域福祉活動の推進を支援し、県内の市町村において地域福祉計画の策定が進むよう、市町村に働きかけるとともに、必要な支援を行います。

◇ 担当者会議などの機会を通じ、地域福祉計画策定済の市町村の情報提供などを行います。

◇ 県社会福祉協議会と連携を図り、市町村社会福祉協議会と市町村が協働で計画策定に取り組めるよう、働きかけます。

◇ 地域福祉計画策定済の市町村に対しては、市町村の実情に応じた計画の改定や中間見直しが円滑に行われるよう必要な支援を行います。

主な支援施策

- ・ 地域福祉推進事業

市町村地域福祉計画の策定支援のため情報共有や研修会を開催する。

- ・ 市町村振興総合補助金地域福祉おこし事業

市町村地域福祉計画の策定、改定、効果検証等に係る経費に対して補助する。

②計画推進に係る人材育成

◇ 市町村と市町村社会福祉協議会、N P O、社会福祉施設等がともにパートナーとして、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決する取組を支援するため、住民に身近な圏域における相談体制の整備等に取り組んでいくことが重要です。

◇ 複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対して適切な支援を提供し、地域での支え合いの取組を実践するため、地域福祉活動をコーディネートする人材や福祉サービスの提供に関わる人材の育成、スキルアップが必要とされています。

- ◇ 市町村職員、市町村社会福祉協議会職員による地域福祉に関する担当者会議を開催することにより、県内各地域の取組について理解を深め、関係者同士の情報交換により地域福祉活動のさらなる推進を支援します。
- ◇ 複雑化・多様化する住民の福祉ニーズに対して、適切な支援の提供や地域での支え合いの活動の実践を図るなど、地域福祉活動をコーディネートするスキルを身に付ける「コミュニティソーシャルワーク」に関する研修会や社会福祉施設職員を対象とした研修会等を開催し、市町村職員や市町村社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員のスキルアップを支援します。

主な支援施策

- ・地域福祉担当者会議の開催

市町村及び市町村社会福祉協議会職員を対象に講義や意見交換等を通じて情報共有と連携促進を図る。
- ・コミュニティソーシャルワーク実践研修

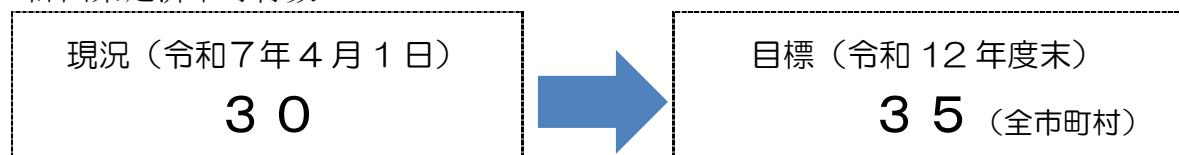
地域や住民のニーズに対応し、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。
- ・社会福祉施設職員研修

社会福祉施設に従事する職員を対象に、基本的知識と技能及び福祉サービス向上のための専門的知識と技能を身につけるための研修を行う。

(2) 地域福祉計画策定市町村数の目標

- ◇ 令和7年4月1日現在、地域福祉計画を策定済の市町村数は30市町ですが、令和12年度末までに全市町村において策定することを目標とします。

- ・計画策定済市町村数



3. 市町村地域福祉計画策定ガイドライン

(1) 計画に盛り込むべき事項

① 基本理念

- ◇ 「宮城県地域福祉支援計画（第5期）」の基本理念として、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を掲げています。
- ◇ 地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、関係機関と連携して、複合的な課題、世帯を「丸ごと」支える、住民主体の地域づくりを推進する計画とすることが重要です。

◇ 市町村地域福祉計画を策定するにあたり、行政と住民が共に目指す地域福祉の考え方について、分かりやすい表現でまとめる必要があります。

②基本目標

地域福祉計画の目標として、以下のポイントを提示します。

- イ 地域住民が福祉の担い手として積極的に参画すること。
- ロ 地域住民が自ら生活課題を把握し、その解決策を検討すること。
- ハ 地域住民と行政が協働し、共に支え合い助け合う仕組みを創造すること。
- ニ 高齢者や障害者の生活支援、子育てへの支援など、地域住民同士の支え合いを通じて、住民だれもが地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現していくこと。

③施策等

◇ 社会福祉法第107条は、市町村が以下の内容を一体的に定める「市町村地域福祉計画」を策定することを規定しており、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(2017(平成29)年12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)で示された策定ガイドラインの中で次のとおり盛り込むべき事項が定められています。

イ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・ 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ・ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ・ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - ・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ・ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
 - ・ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ・ 全庁的な体制整備
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ・ 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - ・ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ・ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - ・ 利用者の権利擁護
 - ・ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ハ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- 二 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - ・ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ・ 地域福祉を推進する人材の養成
- ホ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- ・ 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - ・ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

④分野別の地域福祉施策に関する事項

- ◇ 地域福祉計画が、高齢者、子ども・子育て、障害者などの分野別計画などと具体的にどのように調和、整合を図るか検討します。

- ◇ 「共通して盛り込む事項」の内容とともに、個別の事業・活動等について、地域福祉計画に盛り込むべき事項や連携した計画の在り方等について、関係部局・課室と協議しながら整理し、盛り込むように検討します。

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ◇ 市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが求められています。
- ◇ このため、特に次の3点について、地域の実情を踏まえながら具体的な実施体制や実施方法を定める必要があります。

イ 「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施
- ・地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

ロ 「住民の身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

ハ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

- ・生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備

- ◇ 特にロ、ハについては、これまでに高齢者施策における「地域包括ケアシステムの構築」、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」など、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められています。こうした取組を踏まえながら、どのようにして包括的な支援体制を構築していくか、具体的に検討する必要があります。

⑥関係機関やその他施策との連携に関する事項

社会福祉協議会との連携

- ◇ 社会福祉法において、社会福祉協議会には地域福祉を推進する中心的な団体として明示されております。地域福祉の推進のためには、自治体と社会福祉協議会がパートナーとして協力していくことが不可欠です。社会福祉協議会が「地域福

祉活動計画」を策定し、市町村の地域福祉計画と連携して地域福祉の推進に取り組むことが重要です。

- ◇ 社会福祉協議会は、地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集えるサロン活動の実施、ボランティアセンターの運営、ボランティア活動に関する相談対応や活動先の紹介、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての中心的な役割を担うことが期待されています。
- ◇ 地域福祉計画においては、社会福祉協議会が地域のさまざまな関係機関とのネットワークにより、協働して地域福祉を推進していくよう整理していきます。

県内市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画策定の状況（令和7年4月1日現在）

	策定済み	未策定	全体
市	14	0	14
町村	16	5	21
計	30	5	35

【参考】

市町村と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に策定しているケースもあります。

（効果の一例）

- ・市町村と社会福祉協議会の意思統一により、施策の推進が図られること。
- ・計画の内容を一部共有することで、より実行性や効果の高い施策を盛り込むことが可能となること。
- ・計画に統一性があり、計画に対する住民の信頼を得やすいうことや、住民へのPRの機会が増えること。
- ・計画策定に係る労力などが分担できること。

民生委員・児童委員との連携

- ◇ 民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けて、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた様々な取組を行っています。なお、児童福祉法における児童委員も民生委員が担うこととされており、「民生委員・児童委員」として活動しています。
- ◇ 民生委員は、地域の見守り役であり、また良き相談役であることから、地域福祉計画においては、様々な地域関係者との連携を図るとともに、民生委員・児童委員活動に対する住民の理解が深まるよう整理していきます。

災害時要配慮者支援対策との連携

- ◇ 災害時要配慮者の支援については、災害発生時における高齢者や障害者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に推進する必要があり、とりわけ避難行動要支援者に対する支援については、「市町村において全体計画を定め」、「避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の個別計画」を策定し、災害発生時における避難行動支援や避難所における支援等の対策を組織的に進める必要があります。
- ◇ 地域福祉計画においては、行政と地域の民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織等が連携し要配慮者を日頃から地域で見守る体制を整え、災害発生時における安否確認や災害情報の伝達、避難時の支援方法等について整理していきます。

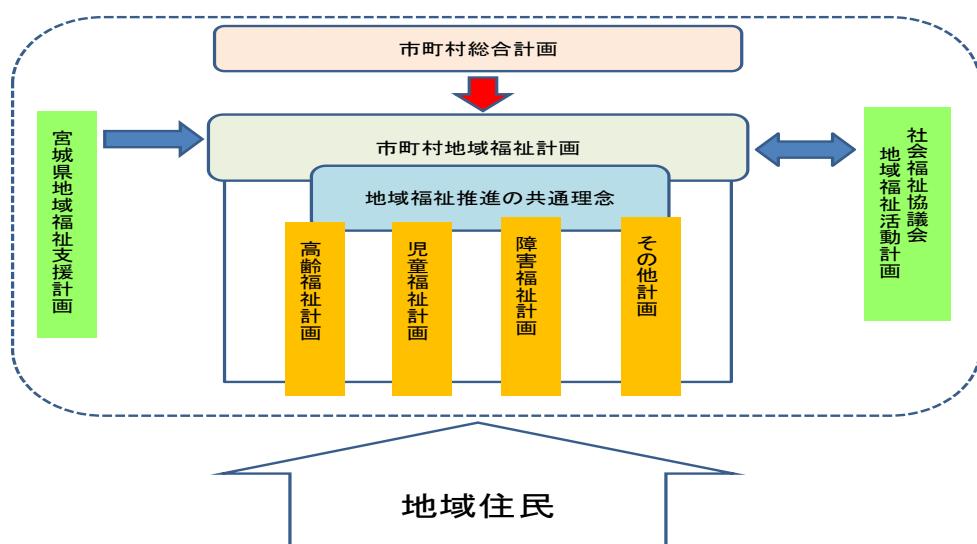
生活困窮者自立支援制度との連携

- ◇ 生活困窮者の支援については、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置付けて、計画的に取り組むことが重要です。
- ◇ 生活困窮者の把握や効果的な支援を実施するためには、関係機関や団体との連携はもとより、自治体内においても福祉部局にとどまらず他分野の部署と協力し、支援を行う必要があります。

(2) 計画策定の手順

① 計画の位置付けの明確化と計画期間の設定

市町村の総合計画や各種個別計画との整合性を図りながら、地域福祉計画の位置付けを明確にし、計画期間を設定します。



②計画策定体制の整備

プロジェクトチーム等の検討体制を整備し、地域住民、関係機関等による策定組織を設置します。

市町村内部の策定体制

- ◇ 地域福祉計画は、市町村で策定している総合計画及び高齢者、児童、障害者、健康等各種個別計画との整合性を図り、保健・医療・福祉及び生活関連分野との連携を確保して策定する必要があります。
- ◇ したがって、市町村の組織が一体となって取り組む必要があり、関係部局との連携による検討会やプロジェクトチーム、関係機関や団体も参加したワーキンググループ等を設置することが有効です。
- ◇ また、地域活動を行う保健・医療・福祉等の専門職である保健師や栄養士などが積極的に地域福祉計画の策定に関わることが望まれます。

地域住民・関係機関等による検討組織

- ◇ 地域福祉計画の策定に当たっては、地域住民、社会福祉協議会、N P O・ボランティア団体、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員等によって構成する策定組織を設置し、様々な関係者の意見を取り入れて策定することが望されます。
- ◇ また、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心が深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保し、住民の意見を十分に反映しながら地域福祉計画の策定を進めることが必要となります。

③地域の現状分析と住民ニーズの把握

各種統計データや住民、関係組織からのヒアリング等により、地域における福祉の現状を把握し、課題と問題点、解決策を整理します。

また、住民等の主体的参加を実現するため、地域福祉に関する住民アンケート調査の実施や管内の地域ごとに住民懇話会を開催するなどにより、住民の意見を集約します。

④現状・課題を踏まえた施策の方向性の検討と目標設定

社会福祉法第107条に掲げられた地域福祉を推進するための取組について、住民の意見を取り入れて、課題を解決するための施策や住民等による活動を盛り込みます。

地域福祉の推進を具現化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要があります。

⑤計画の整理・公表

計画の策定段階においては、策定組織の検討状況を広報誌等で周知し、パブリックコメントを実施します。また、計画の策定後は、広報誌やホームページ等で公表します。

⑥計画の推進及び評価

計画策定後、計画の進行管理組織を設置し、毎年度定期的に計画の進捗状況の確認と評価を行い、地域住民の意見を取り入れながら必要に応じて計画の見直しをします。

宮城県地域福祉支援計画(第5期)
令和8年3月発行

〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県保健福祉部社会福祉課
電話 022-211-2519
FAX 022-211-2594